

## 【資料紹介】幕政史料としての「続編孝義録料」一～六 —江戸幕府の奇特者褒賞政策史をめぐる史料学的検討—

酒井一輔

### 本稿の目的

「続編孝義録料」全100巻は、江戸幕府によって編纂・刊行された「官刻孝義録」の続編にあたる史料である<sup>1</sup>。現在、90巻が現存し国立公文書館（内閣文庫）に所蔵されており、菅野則子氏によって全文翻刻がなされ、いくつかの研究に用いられている<sup>2</sup>。「続編孝義録料」の史料性格については、菅野（2017）において全般的な説明がなされているが、各巻や個別文書のレベルに立ち入っていくと、より具体的な説明や位置づけも必要であり、可能でもある。本稿では「続編孝義録料」の一部、「總記」と題された第一巻から第六巻について、その史料性格を明らかにする。この作業を通じて、「続編孝義録料」一～六が幕府および幕領における奇特者褒賞の政策史的な実態と意義を考察しうる好個の史料であることを示したい。

### 奇特という褒賞類型

近世後期以降、幕藩領主層が特定の行為をした領民を褒賞することが広くみられる。その際に褒賞対象となる善行は、いくつかの類型に分類されることが多い。たとえば、「官刻孝義録」では善行の類型を11種に分類している（【表1】）。量的には「孝行者」が多い（64.3%）が、それ以外の類型も存在し、そのひとつである「奇特者」も無視できない程度（16.6%）に存在する。また、「官刻孝義録」編纂にあたって幕府が発した触書では「前々より孝行又は奇特成儀有之候て、御料所在町共御褒美等も有之候程之者書留メ有之分は、国所名前等并其行状認取候て可差上候」（『御触書天保集成』5124。傍線は筆者）と述べられており、孝行

表1 「官刻孝義録」における善行の類型と件数・百分比

類型	孝行	忠義	忠孝	貞節	兄弟睦	家内睦	一族睦	風俗宜	潔白	奇特	農業出精
件数	5516	557	71	209	119	88	12	147	25	1425	403
百分比	64.3%	6.5%	0.8%	2.4%	1.4%	1.0%	0.1%	1.7%	0.3%	16.6%	4.7%

（典拠）菅野則子『江戸時代の孝行者—「孝義録」の世界』（歴史文化ライブラリー73）吉川弘文館、1999）巻末表「徳目別表彰事例数」より作成

<sup>1</sup> 「官刻孝義録」および「続編孝義録料」については、菅野則子（1999）および菅野則子（2017）に詳細な解題があり、本稿でも作成の経緯や内容・構成上の特徴に関して、とくに断りのない限りは同書を参照している。

<sup>2</sup> 「続編孝義録料」を用いた先駆的な研究として池上（1974）がある。近年ではさしあたり末森（2023）、榎本（2025）、酒井（2025）などがある。

と奇特が並列されている。こうした事実は、「奇特」「奇特者」が「孝行」「孝行者」とは明確に区分された褒賞類型として当時の人々に認識されていたことを示唆する。

「官刻孝義録」に掲載された事例をみれば、孝行とは家族・親族（年長者）に対する扶助的行為、奇特とは村・地域社会に対する扶助的行為を意味している。領民褒賞に関する先行研究は孝行者（孝子）や忠義者を対象とするものがほとんどであるが、領主支配や地域社会論の観点からは奇特者褒賞にも着目していく必要がある。

## 作成の経緯

上述したように「続編孝義録料」は江戸幕府によって編纂・刊行された「官刻孝義録」の続編にあたる史料である。周知のとおり「官刻孝義録」は日本全国の善行褒賞者を記した刊行物として老中松平定信の命によって作成された。寛政元年（1789）3月、幕領・私領を問わず善行褒賞者（過去に善良な行為をしたとして領主から褒賞された人々）の事例を報告するよう、幕府から全国触が発出された。これにより提出された資料は林述斎・柴野栗山・尾藤二洲などの昌平坂学問所関係者を中心に編纂され、享和元年（1801）に「昌平坂学問所板行」として出版された。

その後、幕府は続編の編纂を企図し、文化4年（1807）9月と文化7年（1810）12月、追加の資料提出を求める触を発出した。そこでは「官刻孝義録」以降に褒賞された者に加えて「官刻孝義録」編纂時の提出から漏れた者についても、できる限り調査したうえで文書にして提出するように求めている<sup>3</sup>。幕府に逐次提出された資料は「孝義録の続編の材料に備えらるべき」として林述斎へ渡されたが、本格的な編纂作業に至らず、昌平坂学問所に長く保管されていた。しかし、「異日編輯の料」に充てんとすべく林復斎らにより整理作業が進められ、嘉永元年（1848）11月に「続編孝義録料」としてまとめられたが、「官刻孝義録」のように刊行されることはなかった。その後は、昌平坂学問所から紅葉山文庫に移され、明治初年まで同文庫に保存された（福井1983；475）。

## 内容・構成上の特徴

「続編孝義録料」は、編纂物としては未完成であり、「官刻孝義録」の続編を編纂するための材料という性格が強い。そのため、内容や構成は「官刻孝義録」とは異なる部分も多い。

「官刻孝義録」は、善行褒賞者8614名を国別に分けた後、さらに時代順に配列し、それぞれの善行種別・姓名・年齢・身分・支配関係・褒美授与年月をリスト状に列記する。さらに、一部の者に対して善行の具体的内容を記した「伝文」が添付される。「伝文」の作成には文

---

<sup>3</sup> 触書では「寛政元年御勘定奉行より相達し、書出し有之候分は相除、其後褒美致し候程之者并其節書出しニ洩候者」についてすべて書き出すことと記されている（『御触書天保集成』5297）。また、「あなかち先年書出候以後之もの而已と申事ニは無之、古キ所も猶詮索致し可申候、且先年取調等行届兼、出し後レ候向も有之候ハ、勿論此度書出し、新古共不洩様可被達候」と述べ、網羅性の高い徹底した調査を行うことを求めている（『御触書天保集成』5298）。

人・狂歌師としても活躍した太田南畝らが関わり、庶民にも解りやすいような平易な和文を用いて統一的な文体で記述されている。このように「官刻孝義録」は、各地からさまざまな形態で提出された資料が幕府の手による整理・編集を加えられ、全体の統一が図られている。

これに対して「続編孝義録料」では、構成・様式・文体などが「官刻孝義録」と比べて明らかに不統一である。褒賞者はおおむね国別に配列され、すべての者に対して善行の具体的な内容が記されてはいるものの、リスト化されたり善行種別に分類されることはなく、身分や年齢が不記載のことも多い。これは逆に言えば、各地から提出された資料が、内容面で幕府によってあまり整理・編集を加えられることなく、オリジナルな状態を保持していると考えられる。このことは、菅野（2017）が指摘する通り「操作をしないままの記事から多様な「ナマ」の情報を読み取ることができる」という利点を持ち、「官刻孝義録」には無い特長だと言える。

### 「勘定奉行書上」としての「總記」

以上のような特長を持つ「続編孝義録料」のなかで本稿がとくに注目するのは、「總記」と題された巻である。「続編孝義録料」は、首巻と一～九十九巻から構成されている<sup>4</sup>。首巻には「例言」として編者である林述齋による解題などが記され、本編にあたる一～九十九において褒賞者とその善行の内容が記されている。この一～九十九の巻構成は【表2】に示した通りである。八～九十九までは「畿内一 山城」「東海道一 伊賀伊勢」などの題が付されて、おおむね五畿七道順に編成され、そこからさらに国別、さらに領主別に細分されている。

表2 「続編孝義録料」の巻構成

巻	内容
首巻	例言・国分目録
一～七	總記 一～七
八～十四	畿内 一～七
十五～二十九	東海道 一～十五
三十～四十九	東山道 一～二十
五十～五十七	北陸道 一～八
五十八～六十三	山陰道 一～六
六十四～七十七	山陽道 一～十四
七十七～八十七	南海道 一～十
八十八～九十九	西海道 一～十二

（典拠）「続編孝義録料」首巻の国分目録

一方、「總記」と題された一～七は、こうした構成とは異なり、幕領の代官支配所と預所における褒賞者のみが記されている。同じ幕領であっても、江戸・京都・大坂の町奉行所、堺奉行や奈良奉行など遠国奉行所の支配下の善行褒賞者については、「總記」には記されておらず、八～九十九のなかで各国別に分散して配列されている。このことについては、首巻の「例言」に「御勘定奉行書上ハ各国御料所御預所の分、編年に記し出したれハ国もて分かつからず、故に總記と題し巻首に置く」との説明がある。つまり、「總記」とは、勘定所から提出された資料であり、全国の幕領のうち勘定奉行支配下の代官支配所や預所の領民に関する褒賞事例が別置されたことがわかる。

<sup>4</sup> 全100巻のうち現在は欠本となっているのは、總記四、東海道十三～十四、山陽道七～十三の10巻である。

## 「總記」と他巻の記述の比較

「總記」と題された巻が他とは異なる位置づけを与えられていることは、褒賞事例の配列の面からも確認できる。現存する各巻をみていくと、「總記」の七を除く一～六（ただし四は欠本）では、首巻の「例言」の通り、各褒賞事例が年代順に配列されており、他巻のように国別の配列にはなっていない<sup>5</sup>。一方、八～九十九においては、まず国別に、その後は領主別に配列されており、両者の構成は異なっている。「總記」一～六（以下、とくに説明の無い限り「總記」と呼ぶ。）とそれ以外の巻とのこうした相違は、文書様式の面でも見られる。【史料1】と【史料2】は、両者とも奇特者として褒賞された人物の記事である。同じ幕領の領民であっても、【史料1】は「總記」以外の巻（十二）に収録された大坂町奉行所支配下の領民、【史料2】は「總記」三に収録された代官所支配下の領民の記事であり、様式は一見して異なる。

【史料1】は、大坂町奉行から幕府に宛てて褒賞者の行為を説明し報告するというかたちの文書になっている。これは幕領以外の大名領の褒賞者についてもおおむね同様である。褒賞者を「取調」べて「書上」るべしという幕府の命に応じて作成・提出された文書であることを踏まえれば、ごく自然なかたちであろう。また、寛政元年8月の触書では、「官刻孝義録」の編纂に係る幕府への提出資料について、【史料3】の「(別紙)」の様式に沿うように幕府から指示されていたようである<sup>6</sup>。文化4年(1807)の続編孝義録料に係る触書にも、「認方之事者以前之振合等合心得」るようにとの指示があるので(『御触書天保集成』5297)、「続編孝義録料」のために提出された資料についても【史料3】の様式に沿うように作成した可能性がある。実際に【史料1】をはじめ「總記」一～六以外の巻に収録された文書は、【史料3】「(別紙)」の様式に準じたものになっている。

しかし、【史料2】は一見してこれとは異なる。結論を述べれば、【史料2】は勘定所から老中に宛てて進達した伺書のかたちになっている。「總記」には、【史料2】のような一連の文書を一単位として123件の文書が収録されている(【付表1】)。ただし、後述するように、褒賞者が奇特者なのか、それ以外の孝行者や忠孝者なのかという褒賞類型の差によって、様式の一部に異なるところもある<sup>7</sup>。しかし、勘定所から老中に宛てて進達された文書であるところに相違はない。そこでまずは奇特者の褒賞に係る【史料2】について、この文書がどのような要素から構成されているのか具体的にみてみよう。

---

<sup>5</sup> 「總記」七は、預所手限で実施された褒賞事例のみが掲載されている。そこでは各褒賞事例が時代順ではなく領主別に列記されており、配列構成の面では一～六よりも後続の八～九十九に近い。また、様式の面でも後続の八～九十九と類似している。

<sup>6</sup> ただし、諸大名に対しても同様の触があったかは未詳である。しかし、寛政3年に府内藩が提出した資料は【史料3】の「(別紙)」とほぼ同一の様式になっている(山下1969; 314-315)。

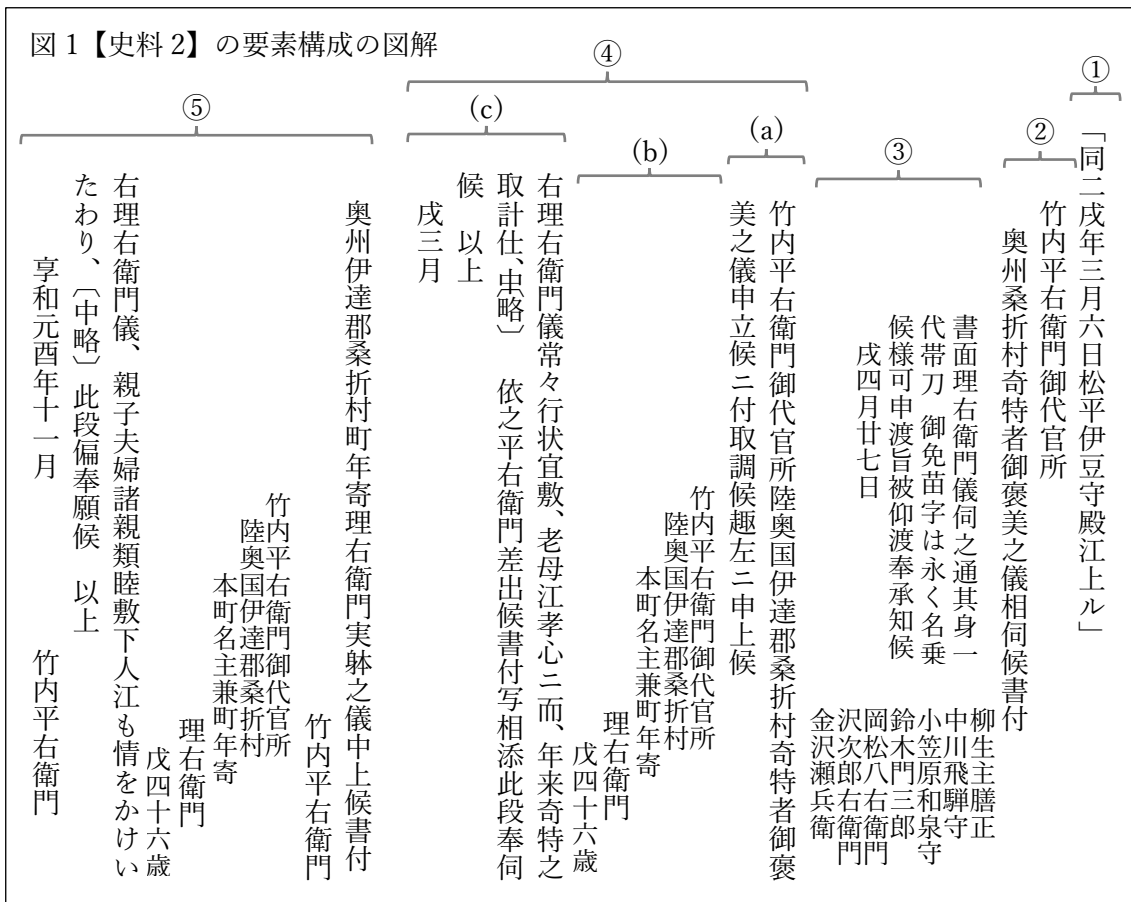
<sup>7</sup> 「總記」の内題は「御代官所御預所孝行奇特者行状書」となっている。このことは、同巻の編集にあたって編者が褒賞類型を奇特系統と孝行系統に大きく二分して考えていたことを示唆する。

## 奇特者褒賞の場合の文書様式

【史料2】は、享和2年(1802)4月に奇特者として褒賞された陸奥国桑折村名主兼町年寄・理右衛門についての記述であるが、次のような要素の構成になっている(【図1】)。

- ① 決裁権者への進達に関する注記
- ② 標題
- ③ 決裁権者からの回答・指令、日付、起案者
- ④ 本文
  - (a) 前文
  - (b) 褒賞者の基礎情報
  - (c) 主文(代官からの上申内容、勘定所による審査・判断と賞典)
- ⑤ 代官からの上申書やその添付書類などの写し

①は本褒賞に係る決裁権者と進達した日付が記されている。ここでの決裁権者は勝手掛老中の松平信明である。②は標題で、文書の内容が端的に記される。文中にある「奇特者御褒美儀」との文言から、本件が奇特者の褒賞についての文書であることがわかる。③は決裁権者からの回答・指令、それが行われた干支・月日、その下に差出者(文書の起案者)の姓と官命が記される。ここで起案者として名前が記されているのは、勘定奉行の柳生久通、中川忠英、小笠原長幸、勘定吟味役の鈴木正勝、岡松久稔、沢幸紀、金沢千秋の7名である。④は本文書の本文部分になるが、その内部はさらに(a)~(c)で構成されている。(a)はこの後



に記される主文(c)の概要を簡潔にまとめている。(b)は本件で褒賞対象となる人物の名前、さらに居所や身分肩書、年齢などが記される。(c)では、この人物の具体的な褒賞事由(行為や事績)、これに対する評価と授与すべき適当な賞典案などについて詳細な内容が記されている。⑤では、支配代官から提出された文書の写が添付されている。

以上のような様式のあり方をみれば、【史料2】は幕府内での意思決定過程で現用されていた文書、具体的には勘定所から老中に宛てて進達した伺書の写であることがわかる。このことを裏付ける点として、文書様式上とくに注目されるのは、③である。③は主に決裁権者である老中からの回答・指令が記された箇所であるが、その文言は「書面～」で始まり、「～旨被仰渡奉承知候」で終わっている。これは決裁権者である老中の回答・指令を起案者である勘定奉行らが承諾したという意味になる。このことは、③が幕政文書にみられる「承付」に該当するものであることを示している。「承付」は、奉行などから提出された伺書や願書に対して、老中からの回答・指令が口頭で伝達される場合に、その回答・指令の内容を奉行などが承諾する旨を示す請書の機能を持つものである(藤田1988)。

もう1点注目しておきたいのは、④本文の(a)前文と(c)主文の文章構成である。(a)では、「竹内平右衛門御代官所陸奥国伊達郡桑折村奇特者御褒美之儀」について支配代官からの「申立」があったので勘定所において「取調候趣」を次の通り「申上」げる、という記述になっている。(c)では、まず褒賞者の支配代官(竹内平右衛門)からの上申内容が要約された後、これに対する勘定所(起案者)の審査・判断と提案が示されるという流れになっている。そして文末には、支配代官から提出された上申書の写を添付し、勘定所の提案(賞典案)の可否について老中の判断を伺う旨が記される。こうした点を踏まえて【史料2】の作成経緯を判断すれば、支配代官から勘定所に対して褒賞の上申が行われ、これを受けた勘定所が代官の上申を審査・判断し、適当する賞典案を考量したうえで、その賞典案の可否について老中の回答・指令を仰ぐために作成されたものだといえることができる。

【史料2】以外の他の文書についても、奇特者としての褒賞(褒賞類型が奇特系統と判断される場合<sup>8</sup>)であれば、基本的な様式はおおむね共通している。ただし、そうであっても細部には異同もみられる。まず、⑤支配代官から提出された上申書については、これが添付されないことの方が多い。奇特系統の文書69件のうち、添付有が17件、無が57件となっている。また、④本文の(a)前文が省略されることもある。前文有は43件、無が26件となっている。加えて、③「承付」のうち、老中からの回答・指令が記されないものも9件確認できる(この点については後述)。以上のような異同はあるものの、奇特系統の文書69件はいずれも要素構成や文章構成の面で統一性を備えており、様式の共通性は高い。

---

<sup>8</sup> 褒賞類型が奇特系統か孝行系統かは、主に標題から判断される。標題に「奇特」や「上ケ金」「出金」「荒地起返」の文言がある事例を奇特系統と判断した。一方、「孝行」「孝心」「忠孝」「長寿」の文言がある事例を孝行系統と判断した。いずれにも判断できない場合をその他、奇特と孝行の両方に該当する場合を奇特・孝行とした。それぞれの件数は、奇特系統69件、孝行系統52件、奇特・孝行1件、その他1件となっている。

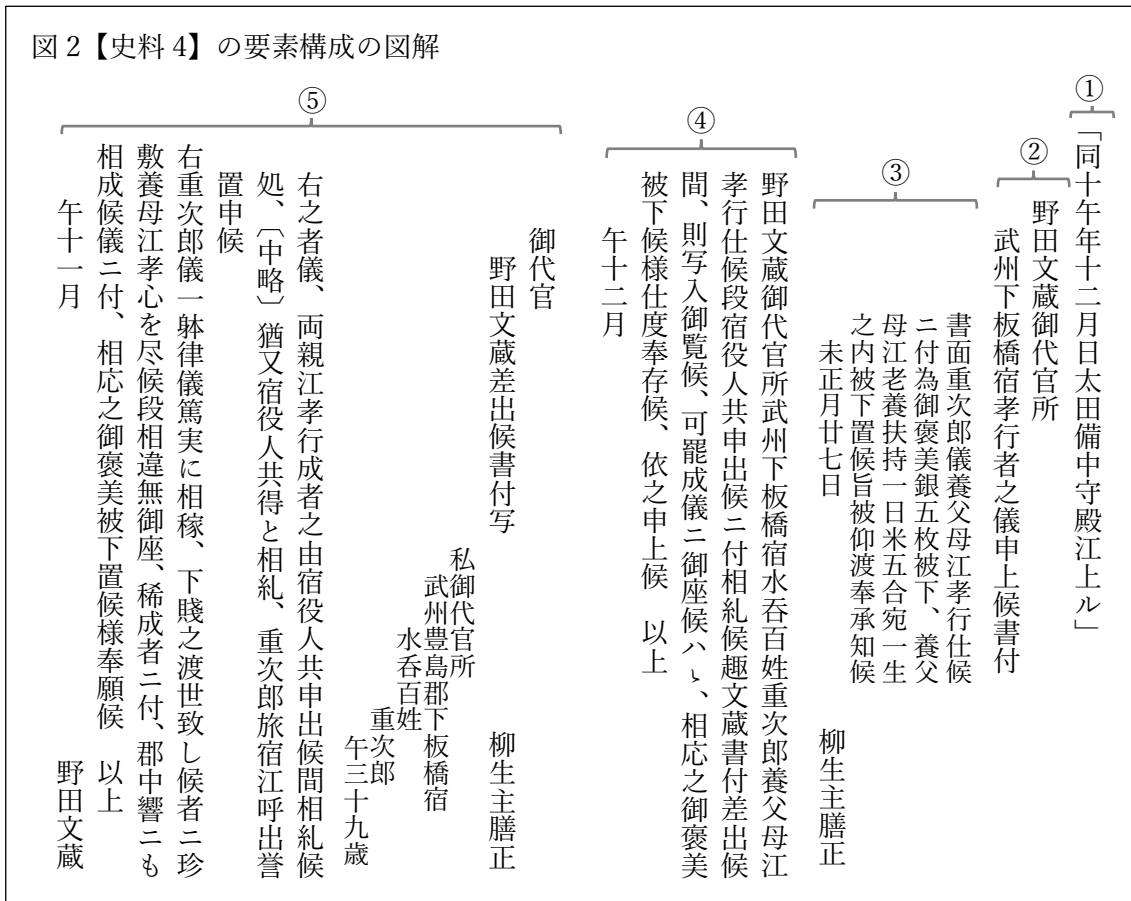
### 孝行者褒賞の場合の文書様式

しかし、孝行者や忠孝者など孝行系統の文書では、要素構成や文章構成の面で無視できない相違も確認できる。【史料4】を例にして、奇特者系統の文書との様式の違いをみてみたい。【史料4】は、寛政10年（1798）12月に孝行者として褒賞された武蔵国下板橋宿水呑百姓の重次郎についての記事であるが、次のような要素の構成になっている。

- ① 決裁権者への経伺に関する注記
- ② 標題
- ③ 決裁権者からの回答・指令、日付、起案者
- ④ 本文
- ⑤ 代官からの上申書の写し

基本的な構成自体は【史料2】と大きく変わらず、とくに①～③については文章構成面でもほぼ共通している<sup>9</sup>。相違が大きいのは④本文である。まず、(a)前文・(b)褒賞者の基礎情報・(c)主文と細分化されていない。また、全体的な文章量は【史料2】よりも大幅に短く

図2 【史料4】の要素構成の図解



<sup>9</sup> ただし、②標題の文末は、【史料2】と異なり「～申上候書付」となっている。孝行者等の場合、「～申上候書付」が用いられることが大多数（48件）だが、「～伺候書付」となっている場合（4件）もある。

なり、文面もかなり定型化されている。すなわち、(1)該当者(重次郎)の孝行について代官から文書が提出されたので、その写を老中の上覧に供すること(「書付差出候間、則写入御覽候文書」)、(2)適当な賞典を授与して欲しいこと(「相応之御褒美被下候様仕度奉存候」)、を述べるに留まっている。代官からの上申書の内容すなわち褒賞者の褒賞事由については「重次郎養父母江孝行仕候段」とだけ記され、奇特者系統の文書と比較すると極めて簡略である。また、勘定所による審査や判断の結果が述べられず、授与すべき賞典の程度・内容について勘定所からの提案が示されることもない。一方で、上述の文章を反映して、⑤代官からの上申書の写はほぼすべての事例で記述されており、褒賞事由の詳細はこの上申書の写を読むことで知ることができる。

奇特者系統と孝行者系統における以上のような文書様式上の相違は、幕府内部における手続きの違いを反映したものであると考えられる(後述)。しかし、こうした相違が見られるものの、両者は領民に対する褒賞を決定する過程で勘定所から老中に宛てて進達された文書の写であることには変わらない。この点において「總記」一～六に収録された文書は、それ以外の巻と比べて史料性格が大きく異なっている。

### 幕府奇特者褒賞政策史への含意

以上、「總記」に収録された文書について、文書様式の面から検討した。かかる検討から、今後、江戸幕府の奇特者褒賞政策研究を進めていくうえで、いかなる知見や含意を引き出せるのか、を最後に述べたい。

「總記」に収録された文書は、勘定所から老中に宛てて進達された文書であり、幕府内部における奇特者褒賞という政策決定の過程で作成された幕政文書である。現在では多くが失われてしまった勘定所の内部文書の写である点では、幕政史研究において極めて有用な史料となるものである。また、領民褒賞に係る研究、とくに奇特者褒賞研究の観点では、領主層による政策決定や意思決定の具体像を明らかにするという利点を有している。

### 意思決定の過程や手続きの復元

「總記」所収の各文書を用いる利点の第一は、奇特者褒賞に係る幕府内での意思決定の過程や手続きの復元に資する点であろう。たとえば、各文書に記された起案者に着目してみたい。起案者として名前の記されている者は勘定奉行と勘定吟味役が中心であるが、一部の事例では道中奉行兼帯の大目付が加わることもある。これは、褒賞者が五街道宿場の住民であったり褒賞事由が宿場に関連したりする場合に限られる。また、各文書における起案者の人数は最小1名、最大9名となるが、奇特者系統の文書に限定すると、最頻値で7名、平均値では5.06名となる。一方、孝行者系統では最頻値が1名、平均値では1.19名となり、奇特者系統の方が起案者人数が多い。これらの事実からは、奇特者褒賞では、孝行者褒賞と比べて、勘定所の行うべき業務と権限が多かったことが示唆される。

このことは本文の文末に記される書止文言の違いにも関わってくると考えられる。孝行者系統の文書では、本文の文末が「申上候」で結ばれる場合が48件、「奉伺候」の場合が4件となっている。一方、奇特者系統の文書では「申上(置)候」10件、「奉伺候」57件、「奉

存候」2件となっており、本文（主文）の書止文言が奇特者系統の文書では「奉伺候」に、孝行者系統では「申上候」になるという傾向がみられる。この事実は、孝行者褒賞と比べて奇特者褒賞では「伺」という手続き、すなわち下位者が上位者に対して自らの提案を示し、その承認を求める行為を取る必要性が多かったことを示唆する。上述したように、孝行者系統の文書の場合、褒賞者に授与すべき賞典の程度や内容について、勘定所が具体的な提案をすることはなく、老中の下知に委ねることとなっている。これに対して、奇特者の場合には、勘定所が賞典の程度や内容を判断して具体的な提案をする。したがって、勘定所が具体的な提案を示し、それについて老中の承認を求める場合が「伺」という行為となり、それに応じて文書上でも「～奉伺候」という書止文言が用いられたと考えられる。

他方、奇特者褒賞でも本文の書止文言が「申上（置）候」となるものが10件あるが、この場合は老中からの指令・回答を示した「承付」が記されることはなく、代わりに「御届」と記されることが多い（7件）。これはすなわち、勘定所から老中に対する「伺」を取っていないことを意味している。この様式の文書は授与される賞典が銀の下賜のみの場合に確認され、文化2年（1805）2月以降の褒賞事例に限定される。したがって、文化2年2月以前に幕府内で奇特者褒賞に関する手続き（決裁規程）が変更されたことが想定される<sup>10</sup>。

#### 勘定所役人らの認識や価値判断への接近

「總記」所収の各文書を用いる利点の第二は、奇特者褒賞に係る幕府内での意思決定の基準、すなわち勘定所役人らの認識や価値判断の具体像に迫ることができる点であろう。とくに奇特者系統の文書の場合、様式面で孝行者系統と比べると、本文部分が長く、代官などが上申した褒賞事由に対する勘定所側の判断・評価が少なからず記されている。また、【史料5】のように、原文書に添付されていた付箋（「下札」<sup>11</sup>）の記述も確認することができる。「下札」の記述には、どのような行為・事績を、どのような理由で勘定所役人が評価しているのか、直截に記している場合も多い。奇特者褒賞政策を進める勘定所役人らの認識や価値判断を窺い知るうえで好適な素材と言えよう。

加えて、単独の文書・事例ではなく、複数の文書・事例が地域的な偏りなく記録されていることも重要である。奇特者系統の褒賞に係る文書は「總記」全体を通じて69件を確認できるが、同一の文書内でも異なる褒賞事由の褒賞事例が別々に書き上げられ、一括して進達されることもある。そのため、褒賞事例の件数は87件になる（【附表2】）。対象時期は寛政元年（1788）から文化5年（1808）までに限られるものの、寛政改革期を中心とした幕府

---

<sup>10</sup> 勘定所内部では文化元年（1804）2月、勘定所手限りで実施できる奇特者褒賞の範囲について検討されていたことがわかる（「新選憲法秘録十一」『日本財政経済史料』第2巻下、236～237頁）。この詳細に関してはさらなる分析が必要だが、同年2月以降、奇特者褒賞に関する幕府・勘定所内での手続きが変更され、老中に伺うことなく勘定所手限りで実施できる範囲が拡大した結果が文書様式にも反映されていると考えることもできる。

<sup>11</sup> 「下札」は、本文の注・補足などの機能を持ち、近世中後期の幕政文書でもしばしばみられる（藤田1988）。

における領民褒賞が本格的に展開を始める時期であり、興味深い事例も多い。また、地域的には陸奥国伊達郡から肥後国天草郡までそれほど偏りなく広範囲に渡っている。他方、地理的観点でいえば、五街道宿場や町場の住民に対する褒賞事例が比較的によく見受けられることも注目される<sup>12</sup>。さらに褒賞事由を見ていくと、寛政改革期に実施された幕府の諸政策との関連を看取することもできる。たとえば、荒地起返や小児養育、入百姓世話の世話など荒廃農村・困窮村の対策に尽力したり、そうした困窮村対策の財源を確保するための公金貸付の原資を拠出したりする事例が数多く確認される。

「總記」所収の奇特者褒賞の事例を比較分析していくことで、近世後期の幕府・幕領において奇特者褒賞が積極的に展開されていった理由や歴史的意義を、褒賞する幕府と褒賞を受ける領民、双方の行動や意図、認識とともに明らかにしていくことができるだろう。その具体的な検討作業については、別稿を期したい。

## 参考文献

- 池上彰彦（1973）「後期江戸下層町人の生活」西山松之助編『江戸町人の研究』第2巻、吉川弘文館、139-226頁
- 榎本博（2025）「寛政期の幕領支配と『奇特人』『差配人』」吉岡孝・岩橋清美編『寛政期の感情・儉約・制度—勘定奉行中川忠英言行録『令聞余響』の世界』岩田書院、127-158頁
- 酒井一輔（2025）「近世後期の『利殖財政』と地域資産の形成—江戸幕府公金貸付政策を中心として」『歴史学研究』第1067号、74-84頁
- 末森明夫（2023）「近世日本史料『続編孝義録』にみる啞者—近世日本の農村社会にみる聾啞表象」『障害史研究』第4号、63-71頁
- 菅野則子（1999）『官刻孝義録』下巻、東京堂出版
- 菅野則子（2017）『続編孝義録』第1巻、汲古書院
- 福井保編（1983）『江戸幕府編纂物 解説編』雄松堂出版
- 藤田覚（1988）「付箋—その名称と機能」『東京大学史料編纂所所報』第29号（のち藤田覚『近世史料論の世界』校倉書房、2012年に所収）
- 藤田覚（1990）「近世幕政文書の史料学的考察」『古文書研究』第33号（のち藤田覚『近世史料論の世界』校倉書房、2012年に所収）
- 山下武（1969）『江戸時代庶民教化政策の研究』校倉書房

---

<sup>12</sup> これは奇特者だけでなく孝行者の褒賞でも共通する傾向である。このことは幕領支配における五街道宿場や町場の位置づけを考えるうえで示唆に富む。

【史料1】「続編孝義録料」一二（畿内五 摂津・河内・和泉）

今橋式丁目 鴻池屋 善右衛門

右善右衛門方四代以前善右衛門儀、身元造成もの二付、享保十巳年方撰河泉三ヶ国国役銀并其砌方私共両御役所年中入用諸払銀定式・臨時とも掛屋申付、代々不相替相勤罷在相士もの老人有之候処、右相士之儀は病身或身上不如意等申立退之儀相願、追々相代り候得共、此者儀は先代より七拾八ヶ年之間無懈怠連綿仕、病氣等二而無扱節は格別、右勤方其外とも御用有之御役所江罷出候節或御用向二而呼出候節も、不限昼夜早速出勤仕、御用筋聊麁略不仕、且又外町人共江御用金被仰付候砌度每重モ立上納方抽丹誠精勤仕、右御用向被仰付候者之内御請差支申者有之候而も彼是勘弁厚志ニ世話仕、出金割方等繰合いたし遣、万事無滞様取計仕候故、於御役所も手数不相掛、早速一同ニ御請申上候様相成候由内々及承候、尤家職両替渡世仕候得共、右取引筋其外共、公事出入被相手取候儀は勿論、自分願出候儀も無之、吟味筋引合等二而御役所江呼出候儀も是迄不及承、全兼而身持正敷、慎方宜候故之儀と相聞、其上常々花麗不相好、衣服等を始、家内飲食ニ至迄、心を用諸事實素を相守候付、外町人共之内ニも自然と被化、相慎候者も有之趣風聞も有之、殊更撰河在々洪水之節、水難之村々江私共御役所取計を以差遣候夫食、此者方ニ而日々焚出申付候処、出精ニ相勤、其上手前方差遣施行之儀も不些、享保之度飢饉又は天明年中米穀高直之節も両度共施行仕、其度々申上有之、右之通累年代々不相

替国役方并両御役所掛屋申付、無滞引続相勤、御用金被仰付候砌も出精仕、其上常々花麗不相好、身分慎方宜并難渋之者有之節は施行仕候次第旁奇特成儀二付、文化元子年五月、依御下知為御褒美銀式拾枚被下之候

【史料2】「続編孝義録料」三（總記三）

（朱書）

「同二戌年三月六日松平伊豆守殿江上ル」

竹内平右衛門御代官所

奥州桑折村奇特者御褒美之儀相伺候書付

柳生主膳正

書面理右衛門儀伺之通其身一代帯刀

御免苗字は永く名乗候様可申渡旨被仰

渡奉承知候

戊四月廿七日

中川飛驒守

小笠原和泉守

鈴木門三郎

岡松八右衛門

沢次郎右衛門

竹内平右衛門御代官所陸奥国伊達郡桑折村奇特者御褒美之儀申

立候二付取調候趣左二申上候

竹内平右衛門御代官所

陸奥国伊達郡桑折村本町名主兼

町年寄 理右衛門 戊四十六歳

右理右衛門儀常々行状宜敷、老母江孝心ニ而、年来奇特之取計仕、其上当時身上不如意ニ相成候得ども、困窮之小前を引立差はまり、実意を以厚く世話いたし深切に取計候間、一統帰服いたし、御用にも可相立者ニ付、郡中一躰之取締方申付、不宜風儀仕癖等巨細教諭為仕度由、聊にても御扶持方被下置、苗字帯刀御免被成下候様仕度段別紙之通平右衛門申立候、依之評議仕候処、理右衛門奇特之儀は少々相劣り可申候得とも一躰身元宜出金等仕候者とは訳も違ひ不如意之身分ニ而、困窮ものを勞り実意に世話いたし候故、一統氣請も宜敷、不依何事理右衛門取扱理解申聞候得は得心いたし候様郡中帰服仕罷在候ものに付、此上身分宜敷被仰付支配所取<sup>レ</sup>方等之儀申付度段平右衛門儀厚く申立候趣、無余儀相聞、尤理右衛門儀常々行状宜敷、一統婦服いたし、其上老母江孝心を尽し候儀ニ有之、右躰之もの御褒美被下、支配所取締方等為取計候之ハ、追々不宜癖も相直り勸農之世話も行届可申儀ニ付、為御褒美其身一代帯刀御免、苗字は永々相名乗候様被仰付候方ニも可有御座哉ニ奉存候、依之平右衛門差出候書付写相添此段奉伺候 以上

戌三月

奥州伊達郡桑折村町年寄理右衛門実躰之儀中上候書付

竹内平右衛門

私御代官所

奥州伊達郡桑折村本町

名主兼町年寄 理右衛門 西四十五歳

右理右衛門儀、親子夫婦諸親類睦敷下人江も情をかけたわり、村内困窮之者を憐み、実躰成ものに候段郡中一円専風説御座候ニ付、居村并最寄之村々相糺候処、村高出作高共拾七石六斗三升式合所持仕、安永四未年親理右衛門六十歳にて病死、当理右衛門同年拾九歳より当酉年まで式拾七ヶ年町年寄相勤候内、拾七ヶ年以前寛政三亥方本町名主兼帯仕、松平陸奥守御預所中も万端貞実ニ而差働も有之、無滞相勤候よしを以、其以来七ヶ年金式兩宛今以年々被差越候由、引続五代町年寄相勤候得共、代々篤実にて、元禄年中<sup>レ</sup>延享四年迄五拾ヶ年程松平宮内少輔領分之節は代々苗字帯刀被差免候処、〔中略〕其外公事出入我意強き者ともへ理解為申聞候弁理も至而宜敷御座候間、此段偏奉願候以上

享和元酉年十一月

竹内平右衛門

【史料3】「令書要文 十・十一」(『日本財政經濟史料』第二卷下、二五一〜二五二頁)

別紙之通御書付出候間御達申候、御知行内在町共前々より孝行并奇特成儀致候者有之、褒美被遣候者、別紙案文之振合御認、御殿御勘定所へ御差出可被成候、尤何年何月嘗被置候哉褒美被遣候哉、其訳御認可被遣候

但、御支配御組之内知行有之方も同様御取集可被遣候

九月 久世丹後守 久保田佐渡守

前々より孝行又は奇特成儀有之候而、御料在町共御褒美等も有之様之者書留有之分は、国所名前并行状認取候而可差出候

一、私領在町共右同様褒美等も致候程之者、并其行状委細書留有之候分は認候而可差上候、尤右褒美之品は認候儀勝手次第之事に候

但、倍臣之領地も同断候間、其主人より書出させ可申候

右之趣者御急之儀にも無之候、私領分も追々致掛合、尤連々取集而参年之内にも相揃候様可被致候

(別紙)

何之誰知行所

何國何郡何村

持高有無

百姓

誰

当何才

右誰儀村方へ奇特仕候か親へ孝行仕候か村方より訴出候に付、相糺候所、其者常々行状状孝行か、奇特か之委細相認、何年何月幾日褒置候か、褒美遣候哉、其訳御認之事

【史料4】「続編孝義録料」二二(總記二)

(朱書)  
「同十年十二月日太田備中守殿江上ル」

野田文蔵御代官所

武州下板橋宿孝行者之儀申上候書付

書面重次郎儀養父母江孝行仕候ニ付為御褒美銀五枚

被下、養父母江老養扶持一日米五合宛一生之内被下

置候旨被仰渡奉承知候

未正月廿七日

柳生主膳正

野田文蔵御代官所武州下板橋宿水吞百姓重次郎養父母江孝行仕候段宿役人共申出候ニ付相糺候趣文蔵書付差出候間、則写入御覽候、可罷成儀ニ御座候ハ、相応之御褒美被下候様仕度奉存候、依之申上候 以上

午十二月

御代官

野田文蔵差出候書付写

柳生主膳正

私御代官所

武州豊島郡下板橋宿

水吞百姓重次郎 午三十九歳

右之者儀、両親江孝行成者之由宿役人共申出候間相糺候処、右重次郎儀一躰貞実成者ニ而、道中小揚渡世いたし、両親并悴共家内四人

相暮、父八五郎は当年七十老歳、母はつは七十歳に相成、重次郎は元来四ツ谷鳴子町出生ニ而、実母乳無之、八五郎方江里子に預り養育致し成人にも相成候ニ付、親元江可差辰旨申聞候処、難返由申之、其俣養子に貫請候ニ有之、同人儀宿内町並ニ而水菓子致渡世、一躰不如意に相暮候処、十四ヶ年以前出火之節類焼致し必至と困窮仕、当時宿内町裏江引籠可成に家作住居いたし、重次郎儀往還稼而已ニ而家内扶助仕、甚貧窮に相暮罷在、両親共及老年候ニ付至而大切ニ致し、食事等之儀も日々稼に罷出候節も自分ニ而仕立与へ、夫方稼に出、夕方帰宅いたし候得は自分は休息も致さず其俣両親江食事為致、宅ニ罷在候節は両親之骨折無之様心附、其上纒成稼之内方折々母江は好物之水菓子或は餅類調へ土産ニ遣し、八五郎は酒を好候ニ付、是又時々少々宛調へ為給、重次郎儀右躰貧窮ニは候得共、着類之儀も其身ははんでん様之ものを着し罷在、父母江は可成之衣類等着為致相暮、何事に寄らす至而心附ケいたわり遣候由、同人儀若年之節々若者等之出会も不仕稼而已精を出し、宿内は勿論内至而睦敷、両親共落涙致シ歎罷在、重次郎年来ニも相成候に付、近所之者共女房之世話致し候者有之候得共、左候而は両親之介抱心に不任、幼少之節方之厚恩難報迪、既ニ悴助次郎をも幼稚之砌養子に貫請致養育、当午十歳に罷成、重次郎日々稼に罷出候節は両親江心添候様助次郎江精々申付置、不自由ニ無之様取扱、至而孝心成者之由申立候間、猶又手附之者差遣為相糺候処、宿役人申立候通養父

母江孝心を尽候段風聞之趣も相違無御座候に付、私儀検見御用ニ而右宿江罷越候間、猶又宿役人共得と相糺、重次郎旅宿江呼出誉置申候

右重次郎儀一躰律儀篤実に相稼、下賤之渡世致し候者ニ珍敷養母江孝心を尽候段相違無御座、稀成者ニ付、郡中響ニも相成候儀ニ付、相應之御褒美被下置候様奉願候以上

午十一月 野田文蔵

【史料5】「続編孝義録料」二（總記二）備後国神石郡小野村百姓長兵衛への孝行者褒賞についての文書

〔前略〕

下ケ札  
△

本文例ニ見合候而は上ケ銀は相劣り候得共、老年ニ至り候迄追々奇特之取計も有之候ものニ而、敢而上ケ銀之員数ニ可拘儀ニも有御座間敷奉存候間、長兵衛江銀三枚被下候積り申上候儀ニ御座候

付表1 「続編孝義録料」の「總記」一～六に掲載された文書の一覧

No	褒賞類型 (系統)	巻	進達日	決裁者	下知日	賞典	差出者(起案者)		標題	本文		添付 資料	支配所 (代官所等)	褒賞者居国郡村
							人数	名前		前文	書止文言			
1	孝行	一	宝暦11/03/16	松平右近将監	宝暦11/03/28	銀10枚	1	石谷備後守	孝行者之儀	無	なし	無	戸田因幡守預り所	肥後国天草郡本村
2	孝行	一	安永03/01/25	松平右近将監	安永03/02/07	銀20枚	1	川井越前守	孝行者之儀	無	なし	無	布施弥市郎	奥州伊達郡住田村
3	孝行	一	天明08/08/10	鳥居丹波守	天明08/08/25	銀20枚	2	大屋遠江守ほか	孝心之儀	無	奉伺候	無	平岡彦兵衛・武嶋 左膳当分御預り所	東海道吉原宿
4	孝行	一	天明08/12/09	松平伊豆守	天明08/12/14	銀20枚	1	久保田十左衛門	孝行者之儀	無	申上候	無	広瀬伊八郎	出羽国置賜郡上新田村
5	奇特	一	寛政01/08/22	牧野備後守	寛政01/09/05	銀5枚	4	久世丹後守ほか	奇特之儀	無	奉伺候	無	鈴木新吉	信州伊奈郡片桐村
6	孝行	一	寛政02/01/晦	松平伊豆守	寛政02/02/10	銀20枚	5	柳生主膳正ほか	孝行者之儀	無	申上候	有	佐藤友五郎	信濃国佐久郡中山道軽井沢宿
7	孝行	一	寛政02/07/08	松平伊豆守	寛政02/08/05	銀10枚	2	桑原伊予守ほか	孝行者之儀	無	申上候	有	江川太郎左衛門	豆州君沢郡東海道三島宿
8	孝行	一	寛政03/02/05	戸田采女正	寛政03/02/18	銀10枚、銀 5枚	2	桑原伊予守ほか	孝行者之儀	無	申上候	有	小笠原仁右衛門	駿州駿東郡東海道原宿
9	奇特	一	寛政03/12/23	本多弾正大弼	寛政04/02/19	苗字帯刀	2	柳生主膳正ほか	御褒美之儀	有	奉存候	無	大貫次右衛門	越後国蒲原郡村々
10	奇特	一	寛政03/12/23	本多弾正大弼	寛政04/02/19	苗字帯刀	2	柳生主膳正ほか	小兒養育料上ケ金 之儀	有	奉伺候	無	萩原弥五兵衛	武州秩父郡本野上村
11	奇特	一	寛政04/閏02/27	松平越中守	寛政04/03/18	苗字	3	柳生主膳正ほか	奇特者御褒美之儀	有	奉伺候	有	森対馬守預り所	播州宍粟郡福野村
12	奇特	一	寛政04/03/05	本多弾正大弼	寛政04/06/10	銀2枚宛	2	柳生主膳正ほか	奥州村々小兒養育 料上ケ金之儀	有	奉伺候	無	大岡源右衛門・篠 山十兵衛当分預り 所	奥州磐城・磐前郡村々
13	奇特	一	寛政04/04/10	松平越中守	寛政04/04/10	苗字	3	柳生主膳正ほか	御褒美之儀	有	奉伺候	無	石原清左衛門	泉州日根郡尾崎村
14	孝行	一	寛政04/06/26	鳥居丹波守	寛政04/07/18	銀10枚、銀 7枚・一日 米5合宛	2	桑原伊予守ほか	忠孝もの之儀	無	奉伺候	有	浅岡彦四郎	武州足立郡中山道鴻巣宿
15	奇特	一	寛政04/11/24	本多弾正大弼	寛政04/11/29	銀3枚宛	2	柳生主膳正ほか	上ケ金之儀	有	奉伺候	無	萩原弥五兵衛	武州本庄宿
16	奇特	一	寛政04/12/20	本多弾正大弼	寛政05/03/10	苗字	2	柳生主膳正ほか	荒地起返等之儀	有	奉伺候	有	佐藤友五郎	上州群馬郡下滝村
17	奇特	一	寛政05/02/09	松平越中守	寛政05/03/12	銀7枚	5	柳生主膳正ほか	上金申立候義	有	奉伺候	無	大岡源右衛門	奥州檜葉郡田之網村
18	奇特	一	寛政05/04/22	松平越中守	寛政05/05/14	銀3枚	5	柳生主膳正ほか	上ケ金之儀	有	奉伺候	無	簗笠之助	武州葛飾郡二郷半領血沼村
19	奇特	一	寛政05/04/17	松平越中守	寛政05/06/04	銀5枚宛、 鳥目50貫文	5	柳生主膳正ほか	奇特之者之儀	無	申上候	無	河尻基五郎	信州高井郡村々
20	奇特	一	寛政05/09/22	松平伊豆守	寛政05/11/15	苗字帯刀・ 銀10枚	3	柳生主膳正ほか	御褒美之儀	無	奉伺候	有	小出大助	日光道中粕壁宿、古河宿助郷之 内下総国結城郡恩名村
21	奇特	一	寛政05/11/21	松平伊豆守	寛政05/12/23	銀5枚	5	柳生主膳正ほか	奇特者之儀	無	奉伺候	無	早川八郎左衛門当 分預り所	備中国後月郡東三原村
22	奇特	一	寛政05/12/26	松平伊豆守	寛政06/10/17	銀5枚、銀2 枚、銀3枚	6	柳生主膳正ほか	奇特之儀	有	奉伺候	無	菅谷弥五郎	石見国安濃郡志学村、同国同郡 太田南村、同国迹摩郡大田村

付表1 「続編孝義録料」の「總記」一～六に掲載された文書の一覧

No	褒賞類型 (系統)	巻	進達日	決裁者	下知日	賞典	差出者(起案者)		標題	本文		添付 資料	支配所 (代官所等)	褒賞者居国郡村
							人数	名前		前文	書止文言			
23	孝行	一	寛政05/12/08	安藤対馬守	寛政05/12/29	銀7枚	2	桑原伊予守ほか	孝行者之儀	無	奉伺候	有	多羅尾四郎右衛門	江州甲賀郡東海土山宿
24	奇特	二	寛政06/01/26	松平伊豆守	寛政06/02/02	銀3枚	5	久世丹後守ほか	村相続出金之儀	有	奉伺候	無	蓑笠之助	上州新田郡尾島村
25	奇特	二	寛政06/04/24	松平伊豆守	寛政06/04/27	銀3枚	7	柳生主膳正ほか	御褒美之儀	有	奉伺候	無	菅谷弥五郎	備後国安郡東中条村
26	奇特	二	寛政06/05/07	松平伊豆守	寛政06/09/27	苗字帯刀	4	柳生主膳正ほか	御褒美之儀	無	奉伺候	有	小出大助	日光道中幸手宿
27	奇特	二	寛政06/05/09	松平伊豆守	寛政06/08/28	銀1枚宛、 褒置	1	柳生主膳正	奥州村々小兒養育 料上ケ金之儀	有	奉伺候	無	大岡源右衛門	奥州檜葉・信夫・伊達郡村々
28	奇特	二	寛政06/06/06	戸田采女正	寛政06/06/10	銀3枚宛	2	桑原伊予守ほか	奇特者之儀	無	奉伺候	無	大貫次右衛門	東海道戸塚宿
29	奇特	二	寛政06/08/26	松平伊豆守	寛政06/10/02	銀2枚宛、 銀1枚宛	5	柳生主膳正ほか	奇特者之儀	有	奉伺候	無	浅岡彦四郎	武蔵・下総国村々
30	奇特	二	寛政06/09/21	松平伊豆守	寛政06/09/25	銀1枚宛	4	柳生主膳正ほか	奇特者之儀	有	奉伺候	無	吉川英左衛門・近 藤和四郎	上野国甘楽郡小平村
31	孝行	二	寛政06/11/10	安藤対馬守	寛政06/閏11/06	銀5枚、銀3 枚・一日米 5合宛	2	桑原伊予守ほか	孝行者之儀	無	奉伺候	有	松平丹波守預り所	信州筑摩郡中山道本山宿
32	奇特	二	寛政06/11/10	松平伊豆守	寛政06/閏11/27	銀1枚宛	7	柳生主膳正ほか	奇特者之儀	有	奉伺候	無	辻甚太郎	三州宝飯郡宿村々
33	奇特	二	寛政06/11/03	松平伊豆守	寛政06/12/03	銀1枚	7	柳生主膳正ほか	奇特者之儀	無	奉伺候	有	菅谷嘉平次・山口 鉄五郎	武州足立郡本郷村、野州那須郡 北弥六村
34	奇特	二	寛政06/12/12	松平伊豆守	寛政06/12/25	銀10枚	7	柳生主膳正ほか	奇特者之儀	無	奉伺候	有	松平主殿頭預り所	肥後国天草郡御領村枝郷大島
35	奇特	二	寛政07/01/25	松平伊豆守	寛政07/01/27	銀3枚	7	柳生主膳正ほか	上ケ金之儀	有	奉伺候	無	大岡源右衛門	備後国神石郡小野村
36	奇特	二	寛政07/06/08	安藤対馬守	寛政07/07/05	銀7枚	2	桑原伊予守ほか	奇特之儀	無	奉伺候	無	堀谷文右衛門	中山道板鼻宿
37	奇特	二	寛政07/07/25	戸田采女正	寛政07/08/07	銀1枚	7	柳生主膳正ほか	御褒美之儀	無	奉伺候	無	小堀縫殿	丹波国氷上郡下滝村
38	孝行	二	寛政07/08/26	太田備中守	寛政07/11/16	銀10枚・一 日米5合宛	1	柳生主膳正	孝行者之儀	無	申上候	有	早川八郎左衛門	美作国大庭郡三崎河原村
39	奇特	二	寛政07/12/03	安藤対馬守	寛政08/01/26	苗字帯刀、 銀3枚	8	柳生主膳正ほか	奇特者御褒美之儀	有	奉伺候	有	鈴木門三郎	美濃国東山県郡福富村、伊勢国 桑名郡東対海地新田、美濃国賀 茂郡肥田瀬村、美濃国西山県郡 掛村
40	奇特	二	寛政08/05/02	安藤対馬守	寛政08/06/02	銀2枚	5	柳生主膳正ほか	御褒美之儀	有	奉伺候	無	菅谷嘉平次・山口 鉄五郎	武州足立郡膝子村
41	奇特	二	寛政08/12/05	戸田采女正	寛政10/05/18	銀3枚	2	久世丹後守ほか	奇特者之儀	無	奉存候	有	伊奈友之助	武州多摩軍上成木村
42	奇特	二	寛政09/03/14	戸田采女正	寛政10/05/07	銀10枚、銀 3枚	5	柳生主膳正ほか	奇特者御褒美之儀	有	奉伺候	無	吉川栄左衛門・近 藤和四郎	上野国群馬郡下滝村、上野国群 馬郡上新田

付表1 「続編孝義録料」の「總記」一～六に掲載された文書の一覧

No	褒賞類型 (系統)	巻	進達日	決裁者	下知日	賞典	差出者(起案者)		標題	本文		添付 資料	支配所 (代官所等)	褒賞者居国郡村
							人数	名前		前文	書止文言			
43	奇特	二	寛政09/03/27	戸田采女正	寛政10/05/07	苗字御免・ 銀10枚、銀 3枚	5	柳生主膳正ほか	奇特者御褒美之儀	有	奉伺候	無	勘定所付	越後国岩船郡下関村、同国同郡 上関村
44	奇特	二	寛政09/閏07/15	松平伊豆守	寛政09/10/17	銀7枚	6	柳生主膳正ほか	奇特者御褒美之儀	有	奉伺候	無	松平出羽守預り所	隠岐国周吉郡中村
45	奇特	二	寛政10/02/24	松平伊豆守	寛政10/04/27	銀10枚、銀 200枚	5	柳生主膳正ほか	御褒美之儀	有	奉伺候	有	松平主殿頭預り所	肥後国天草郡富岡町
46	奇特	二	寛政10/04/14	松平伊豆守	寛政10/05/21	銀1枚宛	5	柳生主膳正ほか	奇特者御褒美之儀	有	奉伺候	無	簀笠之助	信州埴科郡下戸倉宿
47	奇特	二	寛政10/05/20	松平伊豆守	寛政10/07/01	銀10枚宛	4	柳生主膳正ほか	奇特者御褒美之儀	有	奉伺候	有	早川八郎左衛門	備中国阿賀郡実村
48	孝行	二	寛政10/07/21	戸田采女正	寛政10/08/13	銀3枚・一 日米5合宛	1	柳生主膳正	孝行者之儀	無	申上候	有	岸本弥三郎	奥州信夫郡瀬上村
49	孝行	二	寛政10/07/21	戸田采女正	寛政10/08/14	銀10枚・一 日米5合宛	1	柳生主膳正	孝行者之儀	無	申上候	有	野村権九郎	丹後国熊野郡栃谷村
50	孝行	二	寛政10/07/21	戸田采女正	寛政10/08/16	銀5枚・一 日米5合宛	1	柳生主膳正	孝行者之儀	無	申上候	有	野村権九郎	丹後国中郡鱒留村
51	孝行	二	寛政10/08/26	太田備中守	寛政10/11/25	銀3枚	1	柳生主膳正	孝行者之儀	無	申上候	有	岸本武太夫・田辺 安蔵	下野国芳賀郡西水沼村
52	奇特	二	寛政10/09/10	松平伊豆守	寛政10/09/23	銀5枚、銀3 枚	5	柳生主膳正ほか	奇特者御褒美之儀	有	奉伺候	無	岸本弥三郎	奥州伊達郡長倉村、同国同郡高 子村
53	奇特	二	寛政10/10/06	松平伊豆守	寛政10/11/11	銀10枚	5	柳生主膳正ほか	奇特者御褒美之儀	有	奉伺候	有	脇坂淡路守預り所	美作国英田郡倉敷村
54	孝行	二	寛政10/12/20	太田備中守	寛政11/01/27	銀5枚・一 日米5合宛	1	柳生主膳正	孝行者之儀	無	申上候	有	野田文蔵	武州豊島郡下板橋宿
55	孝行	三	寛政11/04/04	安藤対馬守	寛政11/04/23	銀7枚	1	松平石見守	孝行者之儀	無	申上候	有	岸本弥三郎	奥州伊達郡柱田村
56	孝行	三	寛政11/07/29	太田備中守	寛政11/12/20	銀7枚	1	中川飛騨守	孝行者之儀	無	申上候	有	平岡彦兵衛当分預 り所	羽州村山郡大町村
57	孝行	三	寛政11/11/11	安藤対馬守	寛政11/12/06	銀7枚	1	柳生主膳正	孝行者之儀	無	申上候	有	稲垣藤四郎	播州宍粟郡三方町村
58	その他	三	寛政11/11/12	安藤対馬守	寛政12/10/04	苗字帯刀	1	柳生主膳正	苗字帯刀之儀	無	奉伺候	有	早坂八郎左衛門当 分預所	美作国宇野村
59	奇特	三	寛政12/02/20	松平伊豆守	寛政12/03/13	苗字・銀10 枚宛	2	井上美濃守ほか	奇特之者御褒美之 儀	無	奉伺候	有	辻甚太郎	東海道赤坂宿
60	孝行	三	寛政12/03/12	太田備中守	寛政12/04/22	銀7枚・一 日米5合宛	1	柳生主膳正	孝行者之儀	無	申上候	有	吉川栄左衛門	上州利根郡摺淵村
61	奇特	三	寛政12/閏04/08	戸田采女正	寛政12/05/11	銀5枚	1	中川飛騨守	奇特者之儀	無	奉伺候	無	大貫次右衛門	武州葛西領中之郷出村
62	奇特	三	寛政12/06/06	松平伊豆守	寛政12/06/22	銀5枚	7	柳生主膳正ほか	奇特者御褒美之儀	有	奉伺候	無	植村駿河守預り所	大和国高市郡小槻村

付表1 「統編孝義録料」の「總記」一～六に掲載された文書の一覧

No	褒賞類型 (系統)	巻	進達日	決裁者	下知日	賞典	差出者(起案者)		標題	本文		添付 資料	支配所 (代官所等)	褒賞者居国郡村
							人数	名前		前文	書止文言			
63	孝行	三	寛政12/08/10	戸田采女正	寛政12/08/19	銀7枚・一日米5合宛	1	柳生主膳正	孝行者之儀	無	申上候	有	三河口太忠	常州茨城郡池野辺村
64	孝行	三	寛政12/10/16	太田備中守	寛政12/11/16	銀3枚	1	中川飛騨守	孝行者之儀	無	奉伺候	有	中村八太夫	武州葛飾郡栗橋宿
65	奇特	三	享和01/03/02	松平伊豆守	享和01/07/05	銀5枚	3	柳生主膳正ほか	奇特者御褒美之儀	有	奉伺候	無	蓑笠之助	信州高井郡小布施村
66	奇特	三	享和01/03/25	松平伊豆守	享和01/07/12	苗字帯刀・銀10枚	6	柳生主膳正ほか	奇特者御褒美之儀	有	奉伺候	無	池田仙九郎	河内国石川郡北大伴村
67	孝行	三	享和01/06/22	戸田采女正	享和01/07/25	銀3枚・一日米5合宛	1	柳生主膳正	長寿者并孝行者之儀	無	申上候	有	川崎平右衛門	甲斐国都留郡花咲村
68	孝行	三	享和01/06/21	戸田采女正	享和01/07/03	銀3枚・一日米5合宛	1	中川飛騨守	孝行者之儀	無	奉伺候	有	大貫次郎右衛門	武州橘樹郡東子安村
69	孝行	三	享和01/08/14	安藤対馬守	享和01/09/02	銀7枚	1	柳生主膳正	孝行者之儀	無	申上候	有	布施孫三郎	但馬国養父郡八鹿村
70	孝行・奇特	三	享和01/08/07	安藤対馬守	享和01/08/26	銀7枚・一日米5合宛	1	中川飛騨守	孝行奇特之儀	無	奉伺候	無	中村八太夫	武州葛飾郡神扇村
71	奇特	三	享和01/09/14	松平伊豆守	享和01/11/08	銀7枚	7	柳生主膳正ほか	奇特者御褒美之儀	無	奉伺候	無	戸田采女正預り所	濃州本巢郡牛牧村
72	孝行	三	享和01/09/24	戸田采女正	享和01/10/12	銀3枚・一日米5合宛	1	柳生主膳正	孝行者之儀	無	申上候	有	稲垣藤四郎	上州群馬郡白井村
73	孝行	三	享和01/09/29	戸田采女正	享和01/10/12	銀7枚	1	小笠原和泉守	孝行者之儀	無	申上候	有	辻甚太郎	美濃国方縣郡中山道河渡宿
74	孝行	三	享和02/01/22	松平伊豆守	享和02/02/06	銀5枚・一日米5合宛	1	小笠原和泉守	孝行者之儀	無	申上候	有	蓑笠之助	信州佐久郡南相木村
75	孝行	三	享和02/02/25	安藤対馬守	享和02/03/14	銀5枚・一日米5合宛	1	柳生主膳正	孝行者之儀	無	申上候	有	岸本弥三郎	下総国結城郡恩名村
76	奇特	三	享和02/03/06	松平伊豆守	享和02/04/27	苗字帯刀	7	柳生主膳正ほか	奇特者御褒美之儀	有	奉伺候	有	竹内平右衛門	陸奥国伊達郡桑折村本町
77	孝行	三	享和02/07/12	戸田采女正	享和02/07/26	銀3枚・一日米5合宛	1	中川飛騨守	孝行者之儀	無	申上候	有	岸本弥三郎	武州埼玉郡上間久里村
78	孝行	三	享和02/07/12	戸田采女正	享和02/07/23	銀10枚・金10両	1	中川飛騨守	孝行者之儀	無	なし	有	竹内平右衛門	奥州伊達郡松原村
79	孝行	三	享和02/07/20	戸田采女正	享和02/07/晦日	銀3枚・一日米5合宛	1	柳生主膳正	長寿者并孝行者之儀	無	申上候	有	山口鍊五郎	下野国安蘇郡作原村
80	奇特	三	享和02/08/12	松平伊豆守	享和02/10/08	銀5枚	6	柳生主膳正ほか	奇特者御褒美之儀	有	奉伺候	無	竹内平右衛門	奥州信夫郡鎌田村
81	奇特	三	享和02/09/13	松平伊豆守	享和02/10/10	苗字帯刀	7	柳生主膳正ほか	奇特者御褒美之儀	有	奉伺候	有	池田仙九郎	河内国中新開村
82	孝行	三	享和02/12/16	松平伊豆守	享和02/12/28	銀7枚・一日米5合宛	1	中川飛騨守	孝行者之儀	無	申上候	有	前沢藤十郎	越後国蒲原郡荒川村

付表1 「統編孝義録料」の「總記」一～六に掲載された文書の一覧

No	褒賞類型 (系統)	巻	進達日	決裁者	下知日	賞典	差出者(起案者)		標題	本文		添付 資料	支配所 (代官所等)	褒賞者居国郡村
							人数	名前		前文	書止文言			
83	奇特	五	文化02/02/05	戸田采女正	(御届)	銀5枚	2	井上美濃守ほか	奇特者御褒美之儀	無	申上候	有	江川太郎左衛門	駿州庵原郡東海道興津宿
84	奇特	五	文化02/02/05	戸田采女正	(御届)	銀3枚	6	柳生主膳正ほか	奇特者御褒美之儀	無	申上候	無	江川太郎左衛門	駿州庵原郡町屋原村
85	奇特	五	文化02/03/26	戸田采女正	文化02/04/07	銀2枚	6	柳生主膳正ほか	奇特者御褒美之儀	無	奉伺候	無	岸本武太夫	下野国芳賀郡東田井村
86	孝行	五	文化02/03/28	戸田采女正	文化02/04/13	銀7枚・一 日米5合宛	1	小笠原和泉守	孝行者之儀	無	申上候	有	佐藤友五郎	越後国蒲原郡村松浜
87	奇特	五	文化02/03/24	戸田采女正	(御届)	銀3枚、銀5 枚	6	柳生主膳正ほか	奇特者御褒美差遣 候儀	無	申上候	無	簗笠之助	信濃国更科郡今里村、出羽国村 山郡七浦村、同国同郡高櫛村
88	奇特	五	文化02/04/19	戸田采女正	(御届)	銀5枚、銀3 枚、銀2枚	7	柳生主膳正ほか	奇特者御褒美差遣 之儀	無	申上候	無	竹内平右衛門、堀 屋平右衛門	陸奥国伊達郡伏黒村、同国同桑 折村、同国信夫郡南沢又村、越 後国三島郡片貝村、越後国魚沼 郡仙田村
89	孝行	五	文化02/05/03	土井大炊頭	文化02/05/18	銀5枚宛	1	中川飛騨守	孝行者之儀	無	申上候	有	三河口太忠	備中窪屋郡倉敷村
90	奇特	五	文化02/07/10	戸田采女正	(御届)	銀7枚、銀2 枚宛	7	柳生主膳正ほか	奇特者御褒美差遣 候儀	無	申上候	無	田口五郎左衛門	飛州大野郡高山壺之町村
91	孝行	五	文化02/08/02	戸田采女正	文化02/08/13	銀5枚・一 日米5合宛	1	中川飛騨守	孝行者之儀	無	申上候	有	前沢藤十郎	越後国蒲原郡下興野新田
92	孝行	五	文化02/閏08/20	土井大炊頭	文化02/09/晦日	銀7枚	1	中川飛騨守	忠孝之者之儀	無	申上候	有	寺西重次郎	奥州白川郡植田村
93	孝行	五	文化02/閏08/27	土井大炊頭	文化02/09/07	銀7枚・一 日米5合宛	1	小笠原和泉守	孝行者之儀	無	申上候	有	早川八郎左衛門	武州足立郡浦和宿
94	孝行	五	文化02/09/14	青山下野守	文化02/09/25	銀5枚・一 日米5合宛	1	柳生主膳正	孝行者之儀	無	申上候	有	山田常右衛門当分 預り所	備中国小田郡園井村
95	孝行	五	文化02/10/18	牧野備後守	文化02/11/18	銀5枚・一 日米5合宛	1	中川飛騨守	孝行者之儀	無	申上候	有	恩田新八郎	信州佐久郡高柳村
96	孝行	五	文化02/11/05	戸田采女正	文化02/11/20	銀5枚・一 日米5合宛	1	小笠原和泉守	孝行者之儀	無	申上候	有	浅岡彦四郎	下総国葛飾郡松戸宿
97	奇特	五	文化03/06/13	青山下野守	文化03/07/03	銀10枚	1	柳生主膳正	奇特者之儀	無	申上候	有	簗笠之助	甲州都留郡上谷村
98	孝行	五	文化03/09/27	青山下野守	文化03/10/13	銀5枚・一 日米5合宛	1	柳生主膳正	孝行者之儀	無	申上候	有	塩谷大四郎	美作国吉野郡小野村
99	孝行	五	文化03/09/16	青山下野守	文化03/10/13	銀7枚	1	小笠原和泉守	孝行者之儀	無	申上候	有	古橋隼人	信州高井郡中野村
100	奇特	五	文化03/10/16	牧野備後守	文化03/11/07	銀10枚	6	柳生主膳正ほか	奇特者御褒美之儀	有	奉伺候	無	萩原弥五兵衛	下総国豊田郡十花村
101	孝行	五	文化03/10/29	土井大炊頭	文化03/11/18	銀5枚・一 日米5合宛	1	柳生主膳正	長寿者并奇特者之 儀	無	申上候	有	江川太郎左衛門	伊豆国君沢郡三島宿

付表1 「続編孝義録料」の「總記」一～六に掲載された文書の一覧

No	褒賞類型 (系統)	巻	進達日	決裁者	下知日	賞典	差出者(起案者)		標題	本文		添付 資料	支配所 (代官所等)	褒賞者居国郡村
							人数	名前		前文	書止文言			
102	孝行	五	文化03/10/晦	土井大炊頭	文化03/11/18	銀3枚・一 日米5合 宛、銀5 枚・一日米 5合宛	1	小笠原和泉守	孝行者之儀	無	申上候	有	岡田清助	常陸国筑波郡板橋村、同国同郡 弥左衛門新田
103	孝行	五	文化03/11/18	松平伊豆守	文化03/11/18	銀5枚・一 日米5合 宛、銀7枚	1	小笠原和泉守	孝行者之儀	無	申上候	有	松平越中守預り所	越後国蒲原郡関妻新村、同国同 郡上今泉村
104	孝行	五	文化03/12/17	牧野備後守	文化04/01/28	銀5枚・一 日米5合宛	1	小笠原和泉守	長寿者并奇特者之 儀	無	申上候	有	山口鉄五郎	野州河内郡下石那田村
105	奇特	五	文化03/12/13	牧野備後守	文化03/12/	銀3枚	7	柳生主膳正ほか	奇特者御褒美差遣 候儀	無	申上候	無	松平越中守預り所	越後国三島郡尼瀬町
106	奇特	五	文化04/04/27	牧野備後守	文化04/06/17	銀10枚宛、 帯刀御免、 苗字御免	7	柳生主膳正ほか	奇特者御褒美之儀	有	奉伺候	無	前沢藤十郎	越後国蒲原郡水原村、岩船郡下 関村
107	孝行	五	文化04/04/12	牧野備後守	文化04/05/09	銀10枚・一 日米5合宛	1	小笠原和泉守	孝行者之儀	無	申上候	有	野田源五郎	下野国都賀郡板荷村
108	孝行	五	文化04/06/24	土井大炊頭	文化04/06/24	褒置	1	柳生主膳正	孝行者之儀	無	申上候	有	浅草御蔵奉行	
109	孝行	五	文化04/08/10	牧野備後守	文化04/09/11	銀5枚・金5 両・一日米 5合宛、銀7 枚	1	柳生主膳正	孝行者之儀	無	申上候	有	中村八太夫	甲州巨摩郡新倉村
110	奇特	五	文化04/12/04	牧野備後守	(御届)	銀5枚宛、 銀1枚宛	7	柳生主膳正ほか	奇特者御褒美差遣 候儀	無	申上候	無	羽倉権九郎	豊後国日田郡石井村、豆田町
111	奇特	五	文化05/04/04	牧野備後守	文化05/04/12	銀1枚	7	柳生主膳正ほか	奇特者御褒美之儀	有	奉伺候	無	塩谷大四郎	丹後国熊野郡竹藤村
112	奇特	五	文化05/04/06	牧野備後守	文化05/04/12	銀5枚	6	柳生主膳正ほか	奇特者御褒美之儀	有	奉伺候	無	萩原弥五兵衛	下総国岡田郡国生村
113	奇特	五	文化05/04/06	牧野備後守	文化05/04/12	銀7枚	7	柳生主膳正ほか	奇特者御褒美之儀	無	奉伺候	無	上杉弾正大弼預り 所	羽州置賜郡二井宿村
114	奇特	五	文化05/04/06	牧野備後守	(御届)	銀2枚	7	柳生主膳正ほか	奇特者御褒美之儀	無	申上候	無	上杉弾正大弼預り 所	羽州置賜郡二井宿村
115	奇特	五	文化05/06/20	牧野備後守	文化05/06/28	銀7枚	7	柳生主膳正ほか	奇特者御褒美之儀	有	奉伺候	無	滝川小右衛門	下総国香取郡平川村
116	孝行	五	文化05/07/03	松平伊豆守	文化05/07/24	銀10枚	1	小笠原和泉守	孝行者之儀	無	申上候	有	池田仙九郎	大和国吉野郡十津川郷出谷村
117	孝行	五	文化05/08/18	青山下野守	文化05/08/晦日	銀7枚	1	柳生主膳正	孝行者之儀	無	申上候	有	滝川小右衛門	下総国香取郡平川村

付表1 「続編孝義録料」の「総記」一～六に掲載された文書の一覧

No	褒賞類型 (系統)	巻	進達日	決裁者	下知日	賞典	差出者(起案者)		標題	本文		添付 資料	支配所 (代官所等)	褒賞者居国郡村
							人数	名前		前文	書止文言			
118	奇特	五	文化05/08/12	牧野備後守	文化05/09/16	苗字帯刀	6	柳生主膳正ほか	奇特者御褒美之儀	有	奉伺候	無	恩田新八郎	信州更級郡今里村
119	奇特	五	文化05/09/07	牧野備後守	文化05/09/24	苗字	6	柳生主膳正ほか	奇特者御褒美之儀	有	奉伺候	無	木村周蔵	摂州兔原郡住吉村
120	奇特	五	文化05/11/06	牧野備後守	文化05/11/22	苗字、褒置	7	柳生主膳正ほか	奇特者御褒美之儀	有	奉伺候	無	石原庄左衛門	摂州河辺郡広根村
121	奇特	六	寛政12/12/12	松平伊豆守	寛政12/12/27	褒置	9	柳生主膳正ほか	奇特者御褒美之儀	無	奉伺候	有	大岡源右衛門	石見国邑智郡川本村ほか
122	奇特	六	享和02/08/晦	松平伊豆守	享和02/12/19	褒置	6	柳生主膳正ほか	奇特者御褒美之儀	有	奉伺候	無	三河口太忠	常州茨城郡宮ヶ崎村
123	奇特	六	文化01/07/24	戸田采女正	文化01/07/29	褒置	4	柳生主膳正ほか	差出金之儀	有	奉伺候	無	榊原小兵衛	信州佐久郡野沢村

付表2 「続編孝義録料」の「總記」に掲載された奇特者褒賞の一覧

No.	巻	進達日	支配所（代官名）	国郡村名	褒賞者名	賞典	褒賞事由の概要
1	一	寛政01/08/22	鈴木新吉	信州伊奈郡片桐村	百姓理兵衛	銀5枚	<b>御普請入用差出</b> ：御普請入用金100両を代官所へ差し出して、急場御普請を願い出た。
2	一	寛政03/12/23	大貫次右衛門	越後国蒲原郡村々	百姓18人	苗字帯刀	<b>小児養育料上金</b> ：(1)関東筋奥州村々小児為養育料として総額金3100両を上納した。
3	一	寛政03/12/23	萩原弥五兵衛	武州秩父郡本野上村	名主六左衛門	苗字帯刀	<b>小児養育料上金</b> ：(1)金250両を代官所へ上納し、陸奥常陸下野国村々小児養育料への差加を願い出た。(2)凶作の節、難儀の者へ米金手当や無利足貸し渡しをした。(3)村入用を助合した。
4	一	寛政04/閏02/27	森対馬守御預り所	播州宍粟郡福野村	庄屋七兵衛	苗字	<b>年貢世話、村々為成趣数多</b> ：(1)年貢未納を立て替えた。(2)村借銀や村入用を縮減させる村方相続仕法を行った。(3)凶作時夫食や道橋修復のために合力した。
5	一	寛政04/03/05	大岡源右衛門・篠山十兵衛	奥州磐城・磐前郡村々	百姓20人	銀2枚宛	<b>小児養育料上金</b> ：金225両余りを上納し、奥州村方小児養育料への差加を願い出た。
6	一	寛政04/04/10	石原清左衛門	泉州日根郡尾崎村	庄屋九右衛門	苗字	<b>奇特之取計</b> ：(1)手余荒田畑年貢納のため金100両を村方へ差し出した。(2)御普請所が高潮破損した節、取繕入用として銀3貫200匁を差し出した。(3)数代庄屋役を勤め、一村取締も宜しい。
7	一	寛政04/11/24	萩原弥五兵衛	武州本庄宿	百姓7名	銀3枚宛	<b>小児養育料上金</b> ：下野常陸陸奥国村々小児養育御手当として、総額金315両を代官所へ上納した。
8	一	寛政04/12/20	佐藤友五郎	上州群馬郡下滝村	名主善兵衛	苗字	<b>荒地起返引請、潰百姓跡株取立手当上金</b> ：(1)矢中村荒地起返のため入百姓の夫食・手当として金100両余りを出金し、諸事世話をした。(2)同村荒地8町6反余りを引き受けて起返した。(3)潰百姓跡株取立手当とするため金10両を代官所へ差し出した。
9	一	寛政05/02/09	大岡源右衛門	奥州檜葉郡田之網村	百姓次郎左衛門	銀7枚	<b>小児養育料上金</b> ：小児養育料并荒地起返助成御貸付金として金500両を代官所に上納した。
10	一	寛政05/04/22	簗笠之助	武州葛飾郡二郷半領皿沼村	年寄万平	銀3枚	<b>急難手当上金</b> ：御貸付利金を年々雑穀買入困置水難手当とするため、金200両を代官所へ上納した。
11	一	寛政05/04/17	河尻甚五郎	信州高井郡村々	名主・組頭・百姓43人	銀5枚宛、鳥目50貫文	<b>貯夫食出穀</b> ：貯夫食として粃・稗を出穀した。
12	一	寛政05/09/22	小出大助	日光道中粕壁宿	名主父喜蔵	苗字帯刀、銀10枚	<b>村為・入百姓実意二世話</b> ：(1)乙女村荒地起返し入百姓62人を実意に世話した。(2)浅間山噴火の節、徒党・騒動を取り鎮め、自ら施行を行い、また他の身元宜しき者に申し勤めて雑穀を差し出させ、穀屋を説得して穀物相場引下げの世話をした。(3)安永8年・寛政3年の出水の節も、水防に努め、その後の堤防修築を自普請した。
13	一	寛政05/09/22	小出大助	古河宿助郷之内下総国結城郡恩名村	名主又兵衛	苗字帯刀、銀10枚	<b>荒地起返、小児養育</b> ：(1)荒地起返し入百姓34人を実意に世話し、荒地手余地を減じさせた。(2)金50両を拝借し、その貸付利金を小児養育仕候者へ渡したほか、自分入用で小児の産衣を拵え、小児養育に心を用いた。
14	一	寛政05/11/21	早川八郎左衛門	備中国後月郡東三原村	庄屋芳助	銀5枚	<b>年貢納方出精、困窮百姓厭</b> ：(1)困窮百姓の年貢・村入用未納を取り替えた。(2)大風旱損の節、夫食として麦78石を困窮者に割り渡した。

付表2 「続編孝義録料」の「總記」に掲載された奇特者褒賞の一覧

No.	巻	進達日	支配所（代官名）	国郡村名	褒賞者名	賞典	褒賞事由の概要
15	一	寛政05/12/26	菅谷弥五郎	石見国安濃郡志学村	頭百姓吉右衛門・ 亀左衛門	銀5枚	<b>銀子差出</b> ：天明7年凶作の節、銀20貫目を代官所に差し出した。
16	一	寛政05/12/26	菅谷弥五郎	石見国安濃郡太田南村	頭百姓和惣太	銀2枚	<b>銀子差出</b> ：(1)天明6年凶作の節、極難者へ米15石・錢7貫を割り渡した。(2)天明8年凶作の節、銀8貫目并銀3貫目を代官所に差し出した。
17	一	寛政05/12/26	菅谷弥五郎	石見国迹摩郡大国村	頭百姓周五郎	銀3枚	<b>銀子差出</b> ：飢饉の節、銀22貫目を代官所に差し出した。
18	二	寛政06/01/26	蓑笠之助	上州新田郡尾島村	名主又市	銀3枚	<b>村方相続出金</b> ：(1)貸付利金を困窮落入候村方相続手当とするため、金200両を代官所へ上納した。(2)凶作・水難・火災等の節、村内難儀の者へ金100両余りを施した。
19	二	寛政06/04/24	菅谷弥五郎	備後国安那郡東中条村	頭百姓太郎次	銀3枚	<b>年貢納方抄取</b> ：村方小前を世話し、困窮人には夫々手当をして、年貢を年内に皆済できるようにした。
20	二	寛政06/05/07	小出大助	日光道中幸手宿	名主問屋文左衛門	苗字帯刀	<b>宿方取締、荒地起返、困窮者手当</b> ：(1)宿内外の身元宜しき者へ申し勧めて、宿場助成金を取り集めた。(2)小前并身元宜しき者へ申し勧めて、41町歩余りの荒地起返しを行った。(3)浅間山噴火や天明6年洪水などの節、貧窮者への手当を度々行った。(4)権現堂川出水の節、水防に努め、その後の堤防修築を自普請した。
21	二	寛政06/05/09	大岡源右衛門	奥州檜葉信夫伊達郡村々	百姓40人	銀1枚宛	<b>小児養育料上金</b> ：小児養育料貸付金として、総額金450両を代官所へ上納した。
22	二	寛政06/06/06	大貫次右衛門	東海道戸塚宿	百姓源七・仁右衛門	銀3枚宛	<b>夫食合力、宿入用取締</b> ：(1)寛政6年3月の宿内大火の節、金90両を合力した。(2)明和期の米穀高値の節、金120両余りを合力した。(3)平日も御伝馬役金を取り替え、宿入用取締りにも心付けている
23	二	寛政06/08/26	浅岡彦四郎	武蔵・下総国村々	百姓34人	銀2枚、銀1枚宛	<b>夫食手当調達金差出</b> ：(1)寛政5年秋の出水の節、水損村々飢人夫食手当として代官へ金632両余りの調達金を差し出した。(2)その後、右の調達金を小児養育料荒地并手余地起返入用手当として上納した。
24	二	寛政06/09/21	吉川英左衛門・近藤和四郎	上野国甘楽郡小平村	名主・年寄・百姓代ら22人	銀1枚宛	<b>村取締宜</b> ：(1)極貧者手当金として年々出金し、村内・他村へ貸し付け、その利金を貧窮の者へ渡すなどして、利倍金元利200両程になった。(2)隣村から質地を取り、村内貧窮者へ小作米を引き下げて耕作させた。
25	二	寛政06/11/10	辻甚太郎	三州宝飯郡宿村々	問屋・名主・百姓7人	銀1枚宛	<b>困窮村々相続手当出金</b> ：寛政5年の出水の節、貸付利金を貯夫食・雑穀買入并郷蔵取建入用にするため、金200両を代官所へ差し出した。
26	二	寛政06/11/03	菅谷嘉平次・山口鉄五郎	武州足立郡本郷村	名主大四郎	銀1枚	<b>困窮村柄立直り</b> ：(1)困窮者へ米金種肥代を貸し遣わし、数年来世話をして困窮立ち直りに寄与した。(2)見沼代用水の浚床を人足任せにせず自分働きをした。
27	二	寛政06/11/03	菅谷嘉平次・山口鉄五郎	野州那須郡北弥六村	名主八郎右衛門	銀1枚	<b>困窮村柄立直り</b> ：(1)懐胎者・貧窮者へ合力をして、間引きの防止に意を払った。(2)村方助合のため自分持林立木を売払うなどして金20両を用意し、困窮者へ手当した。

付表2 「続編孝義録料」の「總記」に掲載された奇特者褒賞の一覧

No.	巻	進達日	支配所（代官名）	国郡村名	褒賞者名	賞典	褒賞事由の概要
28	二	寛政06/12/12	松平主殿頭御預り所	肥後国天草郡御領村枝郷大島	百姓小山清四郎	銀10枚	<b>困窮者救方出穀</b> ：(1)難儀の年には格別に窮民救済を行い、極難の者へは豊凶に関わらず毎年厚く施しをした。(2)天明8年から10年間、郡中貯穀として毎年粃60石宛を差し出した。
29	二	寛政07/01/25	大岡源右衛門	備後国神石郡小野村	百姓長兵衛	銀3枚	<b>手余荒地起返料上金</b> ：(1)最寄村々手余荒地起返手当として銀4貫目を代官所へ上金した。(2)困窮者への助合、村内の通行差支候難所での道造りなどをした。
30	二	寛政07/06/08	堀谷文右衛門	中山道板鼻宿	本陣喜兵衛親喜内	銀7枚	<b>宿内取締方宜</b> ：(1)日々耕地見廻り、田畑手入れ等閑の者へ教諭した。(2)宿内出入りに立入世話して取り鎮めた。
31	二	寛政07/07/25	小堀縫殿	丹波国氷上郡下滝村	庄屋彦右衛門	銀1枚	<b>六十五ヶ年役儀勤、村内取締宜</b> ：(1)村入用を嚴重に取り計らい、失費は少しもなかった。(2)年貢納方滞りもなく、公事出入も無難に事済ました。
32	二	寛政07/12/03	鈴木門三郎	美濃国東山県郡福富村	庄屋三郎兵衛親古左衛門	銀3枚	<b>郡中諸用実意二取計</b> ：(1)小前暮方に至るまで心付け世話をした。(2)御廻米江戸納入用を節減し、郡中費用を省いた。(3)近郷の出入を調停し融和させた。
33	二	寛政07/12/03	鈴木門三郎	伊勢国桑名郡東対海地新田	百姓又左衛門	銀3枚	<b>郡中諸用実意二取計</b> ：(1)貯穀保管用の郷蔵を近村に至るまで世話した。(2)御用筋を大切に思い、居村・近村の出入を無難に取り鎮めてきた。
34	二	寛政07/12/03	鈴木門三郎	美濃国賀茂郡肥田瀬村	庄屋直吉	銀3枚	<b>郡中諸用実意二取計</b> ：(1)代官の要請に応じて、定免への切り替えを村内・近村へ教諭した。(2)御廻米江戸納入用の節約に工夫をして、郡中費用を省いた。
35	二	寛政07/12/03	鈴木門三郎	美濃国西山県郡掛村	医師春臺	銀3枚	<b>実意二物事取計</b> ：(1)近郷で出入があれば教諭して平和に取り計らった。(2)困窮者へ毎度手当した。(3)入百姓を深切に世話した。
36	二	寛政08/05/02	菅谷嘉平次・山口鉄五郎	武州足立郡膝子村	名主伝次郎	銀2枚	<b>奇特之取計</b> ：(1)綾瀬川付堤2000間余りの越所を自普請した。(2)村方の者に出金させて極難者へ配当した。(3)代官所へ年貢凶年等手当金を上納するため、村内の者に縄を作らせ売却代金を貸付利殖する仕法を行った。
37	二	寛政08/12/05	伊奈友之助	武州多摩軍上成木村下分	組頭与膳父又右衛門	銀3枚	<b>夫食貸渡合力</b> ：(1)天明3年凶作の節、飢難の小前へ金5両の夫食を貸し渡し、金1両3歩余り合力した。(2)病人へは薬を調合し施薬した。(3)日ごろから物貰いなどへ施しを行った。
38	二	寛政09/03/14	吉川栄左衛門・近藤和四郎	上野国群馬郡下滝村	名主天田善兵衛	銀10枚	<b>品々奇特之取計</b> ：(1)貸付利足を凶年手当・小児養育料とするため、代官所へ金50両を差し出した。(2)用水路浚い普請や郷蔵建設を自分入用で行った。(3)困窮者への救済や極難者への貸付金棄捐などを行った。
39	二	寛政09/03/14	吉川栄左衛門・近藤和四郎	上野国群馬郡上新田	名主金七	銀3枚	<b>奇特之取計</b> ：(1)高178石余りの手余荒地を引き受けて起返した。(2)凶作時の夫食手当として麦18石を貯え置き、年貢未納の取り替えも行った。
40	二	寛政09/03/27	勘定所付	越後国岩船郡下関村	庄屋万之丞	苗字・銀10枚	<b>困窮者合力</b> ：(1)寛政7年出水の節、他の者申し合わせて、水難場59村へ夫食米440石余を合力した。(2)天明3年凶作の節、父三左衛門が郡中へ米2000俵を安値で売り渡し、金300両を無利息で貸し渡した。(3)天明5年凶作の節、父三左衛門が粃700俵を差し出して困殺し、50両を合力した。

付表2 「続編孝義録料」の「總記」に掲載された奇特者褒賞の一覧

No.	巻	進達日	支配所（代官名）	国郡村名	褒賞者名	賞典	褒賞事由の概要
41	二	寛政09/03/27	勘定所付	越後国岩船郡上関村	百姓代儀右衛門ほか1人	銀3枚宛	<b>困窮者合力</b> ：(1)寛政7年出水の節、他の者と申し合わせて、水難場59村へ夫食米440石を合力した。
42	二	寛政09/閏07/15	松平出羽守御預り所	隠岐国周吉郡中村	百姓半兵衛・妻いよ	銀7枚	<b>年来窮民施し</b> ：(1)30年来、都合米240石・大豆60石・大麦180石・銭900貫文程を窮民へ施した。(2)天明3年の凶作の節、村々重立候百姓へ救合いの儀を申し渡し、自身も居村の飢人へ施した。(3)寛政4年の御普請では、大勢の人夫へ酒食など心付けをして、進捗に寄与した。
43	二	寛政10/02/24	松平主殿頭御預り所	肥後国天草郡富岡町ほか村々	庄屋荒木市郎左衛門・銀主善三郎ほか3人、その他287人	銀10枚	<b>大造之銭高棄捐</b> ：(1)荒木は、百姓相続のために町内并近郷村々への貸銭を棄捐するよう富岡町の重立候銀主たちへ依頼した。(2)同町の銀主3人は、荒木の依頼を最初に受け入れて、他村の銀主たちもこれに随って総額銭18万1450貫余りの貸銭棄捐を行った。
44	二	寛政10/04/14	簗笠之助	信州埴科郡下戸倉宿	村役人10人	銀1枚宛	<b>荒地起返・困窮村柄立直り</b> ：(1)伝馬役を勤める困窮人へ金3両宛の無利足年賦貸を行った。(2)常々、質素倭約励行や草履・草鞋の農間作売りを小前百姓へ教諭した。(3)千曲川川欠砂入損地の起返しを年々出精した。
45	二	寛政10/05/20	早川八郎左衛門	備中国阿賀郡実村	百姓太田正蔵・太田平兵衛	銀10枚宛	<b>助力出金</b> ：困窮村々畑方損毛并夫食手当助合金として、金500両を代官所へ差し出した。
46	二	寛政10/09/10	岸本弥三郎	奥州伊達郡長倉村	百姓佐兵衛	銀5枚	<b>村内小前を労り</b> ：(1)寛政10年3月の岡村大火の節、村内極貧者へ金27両余りを施した。(2)寛政9年凶作の節、小前へ10両差し出した。
47	二	寛政10/09/10	岸本弥三郎	奥州伊達郡高子村	百姓熊坂宇右衛門	銀3枚	<b>金子差出</b> ：親代より引き続き奇特の取り計らいを行い、寛政10年3月の岡村大火では、極貧者手当金として金25両を代官所へ差し出した。
48	二	寛政10/10/06	脇坂淡路守御預り所	美作国英田郡倉敷村	百姓春名儀三郎	銀10枚	<b>困窮者合力</b> ：居村・近村の困窮者へ合力をした。
49	三	寛政12/02/20	辻甚太郎	東海道赤坂宿	問屋本陣彦十郎・名主本陣弥一左衛門	苗字・銀10枚宛	<b>宿村相続方取計</b> ：(1)寛政4年水難の節、急難夫食并引戻百姓作夫食等助成として、身元相應の者と申し合わせて総額金350両を代官所に差し出した。(2)宿入用不足分を取り替え、後年それを棄捐した。(3)宿借銀償方仕法を立てて宿々の困窮を救った。
50	三	寛政12/閏04/08	大貫次右衛門	武州葛西領中之郷出村	名主太右衛門	銀5枚	<b>村内治方宜</b> ：(1)愚昧なる者や若者を夜分自宅へ招いて法度の読み聞かせや教訓を行った。(2)小前の者どもの他村質入田畑取り戻しに心力を尽くした。(3)極貧の者へ時々合力をした。
51	三	寛政12/06/06	植村駿河守御預り所	大和国高市郡小槻村	庄屋清左衛門	銀5枚	<b>年来組合村々撫育</b> ：(1)寛政11年早損の節、難渋者へ米50石を差し出した。(2)村惣作地になるべき田畑を引き受けて手入れした。(3)小作米滞納銀20貫目余りを用捨した。(4)小前の年貢未納や村借銀を立て替えて、後年それを銀10貫目余り用捨した。
52	三	享和01/03/02	簗笠之助	信州高井郡小布施村	百姓高井熊太郎	銀5枚	<b>宿方助成出金、困窮者見継</b> ：(1)宿助成貸付金として金100両を代官所に差し出した。(2)常々困窮者へ金銭米穀を施したり無利足で貸し渡した。

付表2 「続編孝義録料」の「總記」に掲載された奇特者褒賞の一覧

No.	巻	進達日	支配所（代官名）	国郡村名	褒賞者名	賞典	褒賞事由の概要
53	三	享和01/03/25	池田仙九郎	河内国石川郡北大伴村	庄屋周助	苗字帯刀、 銀10枚	<b>村治方宜敷、困窮立直り</b> ：(1)米価高直の節、所持の米を無利足安直で貸渡した。(2)村入用を節約した。(3)囲堤を見廻り手入れし、洪水時には防方を行った。(4)下値の肥料を買い受けて貧窮の者へ年延に貸し付けて、末々まで肥料の不足がないようにした。
54	三	享和01/09/14	戸田采女正預り所	濃州本巢郡牛牧村	百姓久米之介・妻	銀7枚被下置	<b>年来奇特之取計、孝心厚</b> ：(1)低場之難渋村である居村と隣村2か村に対して水難凶年のたびに米麦金銭など差遣した。(2)夫婦ともに夫の両親に対して孝道を尽くし、病没前5年間昼夜問わず自ら看病した。(3)悴らも農業出精し父母へ孝行した。
55	三	享和02/03/06	竹内平右衛門	陸奥国伊達郡桑折村本町	名主兼町年寄理右衛門	苗字帯刀	<b>困窮者労り実意世話</b> ：(1)身上向き不如意の身分でも、困窮小前を引き立て鰥寡孤独・疫疾の者どもを実意に世話した。(2)公事出入の節は同人が取扱・利解すれば何事によらず得心させた。
56	三	享和02/08/12	竹内平右衛門	奥州信夫郡鎌田村	名主嘉兵衛	銀5枚	<b>役儀心用い、小前引立</b> ：(1)困窮小前の年貢未納分を年々取り替えた。(2)村方の者が抛無く借金する際は、無証文貸しを許し催促もしなかった。(3)困窮者へ数年来、多分の金銀を合力し、そのことを口外しなかった。
57	三	享和02/09/13	池田仙九郎	河内国中新開村	庄屋善左衛門	苗字帯刀	<b>四拾九年村役無懈怠勤、郡中世話</b> ：(1)年貢納方に心を用いて、御蔵納欠減が少なかった。(2)村入用や郡中入用を節約し、算用も適正に行った。(3)公事出入を適切に取扱して、村々の出入も少なかった。(4)天明7年の米穀高直の節には無利息貸をし、その後も困窮老人等へ助力した。
58	五	文化02/02/05	江川太郎左衛門	東海道興津宿	名主与兵衛	銀5枚	<b>困窮者救済</b> ：(1)享和2～3年の高波で波除堤崩れた節、夫食に差し支えた者へ米5俵金40両を合力した。(2)極難者へ時々、米麦を施した。
59	五	文化02/02/05	江川太郎左衛門	駿州庵原郡町屋原村	百姓源兵衛・父玄揮	銀3枚	<b>艱難者労り米金施し</b> ：(1)享和3年の高波で波除堤崩れた節、家潰者へ夫食を朝夕炊き出し、家作手当・夫食として金27両・米70俵を遣わした。(2)連々困窮する東海道由比宿の者へ金40両無利息で貸し遣わした。
60	五	文化02/03/26	岸本武太夫	下野国芳賀郡東田井村	名主安右衛門	銀2枚	<b>荒地起返出精世話</b> ：(1)越後国からの入百姓を深切に世話した。(2)親類や村内家内多之者から分家させ潰百姓株を相続させ、自分入用をかけて厚く世話した。
61	五	文化02/03/24	簀笠之助	信濃国更科郡今里村	名主久右衛門	銀3枚宛	<b>困窮者施し</b> ：文化元年水難の節、困窮者へ錢100貫文施した。
62	五	文化02/03/24	大岡久之丞	出羽国村山郡七浦村	名主兵右衛門・百姓代吉十郎	銀3枚宛	<b>困窮者労り手当</b> ：村方困窮者夫食備として粃200俵を出穀した。
63	五	文化02/03/24	大岡久之丞、上杉弾正太弼預り所	出羽国村山郡高榊村	百姓兵三右衛門・百姓庄右衛門・源七	銀5枚宛	<b>困窮者労り手当</b> ：(1)夫食困穀として粃1000俵を差し出した。(2)金10両貸付利足を囲蔵修復料とすることを取り極めた。
64	五	文化02/03/24	上杉弾正太弼預り所	出羽国村山郡高榊村	名主惣太夫	銀3枚宛	<b>困窮者労り手当</b> ：(1)粃350俵囲い置き、夫食差し支え百姓へ無利足で貸し渡した。(2)凶作の節、難渋百姓へ米を割り渡した。

付表2 「続編孝義録料」の「總記」に掲載された奇特者褒賞の一覧

No.	巻	進達日	支配所（代官名）	国郡村名	褒賞者名	賞典	褒賞事由の概要
65	五	文化02/04/19	竹内平右衛門	陸奥国伊達郡伏黒村	百姓与惣左衛門	銀5枚	<b>困窮者労り手当</b> ：(1)粃200石・麦165穀・金48両を差し出して、夫食や年貢に差し支えた者へ無利足で貸し渡した。(2)近郷難渋村々の困窮者へ畑2町歩余差し出して耕作させ、年貢米は同人が負担した。
66	五	文化02/04/19	竹内平右衛門	陸奥国信夫郡南沢又村	百姓瀬兵衛	銀3枚	<b>困窮者労り手当</b> ：(1)日頃から農業出精し、困窮者を親切に世話した。(2)凶年飢饉の備として、困窮者に代わり粃16石・麦14石差し出した。
67	五	文化02/04/19	竹内平右衛門	陸奥国伊達郡桑折村	百姓伊兵衛・伝右衛門	銀2枚宛	<b>困窮者労り手当</b> ：凶年飢饉の備として、困窮者に代わり粃15石宛差し出した。
68	五	文化02/04/19	堀屋文右衛門	越後国三島郡片貝村	庄屋幸右衛門	銀5枚	<b>困窮者労り手当</b> ：凶年飢饉の手当として、粃50石・稗300石を差し出した。
69	五	文化02/04/19	堀屋文右衛門	越後国魚沼郡仙田村	百姓代太郎吉	銀2枚	<b>困窮者労り手当</b> ：村内凶作の手当として、粃20石を差し出した。
70	五	文化02/07/10	田口五郎左衛門	飛州大野郡高山壺之町村	田中屋半十郎ほか2人	半十郎へ銀7枚、他2人へ銀2枚	<b>艱難者労り米金施し、新田開発入用米金貸遣・世話</b> ：(1)凶作・疫病流行・火災の節、たびたび米麦を施した。(2)享和元年に新田開発の入用として米833俵・金496両余りを代官所へ差し出した。(3)新開場を廻り、昼夜詰切り世話した。
71	五	文化03/06/13	簗笠之助	甲州都留郡上谷村	医師龍庵	銀10枚	<b>施薬療養差加</b> ：暑寒風雨・薬礼有無にかかわらず施薬療養を差し加えた。
72	五	文化03/10/16	萩原弥五兵衛	下総国豊田郡十花村	名主後見又作	銀10枚	<b>窮民労り相続世話、用水路掘替世話</b> ：(1)大野領九ヶ村組合用水路を自普請いたし、新規坎樋伏込世話をした。(2)過去15年間で1300石余り取箇収納が増した
73	五	文化03/12/13	松平越中守御預り所	越後国三島郡尼瀬町	百姓市郎左衛門	銀3枚	<b>窮民救</b> ：(1)天明3年凶作の節、水旱損荒地同様の場所への用水普請を企てた。窮民を土運び忍足に頼み、米30石銭195貫文余りを人足賃の名目で渡した。(2)年貢納方差支え候者へ米金などを貸遣わした。
74	五	文化04/04/27	前沢藤十郎	越後国蒲原郡水原村、岩船郡下関村	庄屋熊倉嘉左衛門、庄屋渡辺三左衛門・百姓利助	銀10枚宛、帯刀、苗字	<b>村々手当粃金差出</b> ：(1)御貸付利金を粃詰替欠減償入用とするため、総額450両を上納した。(2)困窮者へ合力し、小児養育米などを遣わした。
75	五	文化04/12/04	羽倉権九郎	豊後国日田郡石井村、豆田町	安左衛門、勘助ほか22人	2人へ銀5枚宛、他へ銀1枚	<b>出銀道普請</b> ：(1)廻米附け出し差し支えなきよう、新道附け替えなどの道普請を行い、入用銀として総額35貫余り差し出した。(2)安左衛門・勘助は常々、近辺の不如意の者へ手当した。
76	五	文化05/04/04	塩谷大四郎	丹後国熊野郡竹藤村	年寄半左衛門、百姓代惣七	銀1枚	<b>数年役儀大切勤</b> ：44～58年に渡って役儀を勤め、その間に百姓共農業出精し、公事出入もなく、年貢差し滞りもなかった。
77	五	文化05/04/06	萩原弥五兵衛	下総国岡田郡国生村	名主繁八	銀5枚	<b>荒地起返村柄立直方仕法取計</b> ：(1)越後国へ罷り越し入百姓40軒余り引き入れた。(2)夫食・家作・農具代渡し方を取り扱った。(3)荒地547石余り起返し、取箇が増した。
78	五	文化05/04/06	上杉弾正大弼御預り所	羽州置賜郡二井宿村	百姓六郎兵衛	銀7枚	<b>村方救方取計</b> ：(1)格別身分宜程の者ではないが、村方偉作の備として金子を差し加えて粃を買い入れた。(2)家焼失者、長病之者、極難之者へ金子や手当を遣わした。

付表2 「続編孝義録料」の「總記」に掲載された奇特者褒賞の一覧

No.	巻	進達日	支配所（代官名）	国郡村名	褒賞者名	賞典	褒賞事由の概要
79	五	文化05/04/06	上杉弾正大弼御預り所	羽州置賜郡二井宿村	百姓五右衛門	銀2枚	<b>村方備出穀</b> ：格別身元宜程の者ではないが、村方困窮者夫食備として粃20俵を差し出した。
80	五	文化05/06/20	滝川小右衛門	下総国香取郡平川村	名主親半左衛門	銀7枚	<b>四拾九年名主役無懈怠出精</b> ：(1)凶作・平常の節、困窮者へ手当・世話した。(2)居村・他村なく出入の節は実意に取り扱い熟談に及び、無益の雑費を省いた。(3)荒地起返しを行い、享和元年から年貢定免になった。
81	五	文化05/08/12	恩田新八郎	信州更級郡今里村	名主久右衛門	苗字帯刀	<b>困窮飢難之節々合力施し</b> ：(1)宿方相続手当として、金500両を代官所へ差し出した。(2)米価下値につき困穀并買上米を仰出された節、金250両を差し出した。(3)出水の節、錢100貫文を合力した。
82	五	文化05/09/07	木村周蔵	摂州兔原郡住吉村	百姓喜平次	苗字	<b>困穀献納</b> ：(1)同人親は、天明凶作の節に極難者へ米錢遣わし、天明8年に貯穀令が仰せ出された節には粃300俵を差し出した。(2)同人は親が献納した困粃の欠減分を償った。
83	五	文化05/11/06	石原庄左衛門	摂州河辺郡広根村	年寄平右衛門	苗字	<b>郡中道橋普請、年貢取替、困窮村相続方取扱</b> ：(1)石橋3箇所・土橋4箇所・道8町余りを自分入用で普請した。(2)年貢米未納を自分作徳米で引き替えた。(3)貸付利金で笹尾村借金返済仕法を立てるため、身元相応の者どもに申し勧め、金300両を代官所へ差し出した。
84	六	寛政11/02/	木村宗右衛門	和州十市郡北八木村	年寄庄九郎、百姓小左衛門	褒置	<b>手余地起返手当銀出銀</b> ：手余地起返手当銀として銀5貫余りを代官所へ差し出した。
85	六	寛政12/12/12	大岡源右衛門	石見国邑智郡川本村ほか	百姓ら41名	褒置	<b>米銀差出</b> ：馬路村・大森町火災の節、類焼人への手当として米銀などを差し出した。
86	六	享和02/08/晦日	三河口太忠	常州茨城郡宮ヶ崎村	名主富士	褒置	<b>村柄立直し</b> ：荒地起返し入百姓や小児養育などの世話に出精した。
87	六	文化01/07/24	榊原小兵衛	信州佐久郡野沢村	百姓甚右衛門	褒置	<b>三宿手当出金</b> ：中山道追分・沓掛・軽井沢三宿手当として金500両を代官所へ差し出した。